

# 令和4年度第17回教育委員会会議日程

開催期日 令和5年3月24日(金)

開催時間 14時30分

開催場所 芽室町役場2階第7会議室

## 開 会

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 前会議録の承認
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 報告第27号 芽室町奨学金貸付の件(非公開)
- 日程第5 報告第28号 区域外就学認定の件(非公開)
- 日程第6 報告第29号 芽室町立小学校学級編成基準の廃止の件
- 日程第7 報告第30号 芽室町立学校学級編成基準の制定の件
- 日程第8 議案第60号 芽室町教育委員会事務局管理職員任免の件
- 日程第9 議案第61号 芽室町学校医委嘱の件
- 日程第10 議案第62号 芽室町学校歯科医委嘱の件
- 日程第11 議案第63号 芽室町学校薬剤師委嘱の件
- 日程第12 議案第64号 第12地区教科書採択教育委員会協議会委員代理指定の件  
(非公開)
- 日程第13 議案第65号 芽室町立学校管理規則中一部改正の件
- 日程第14 議案第66号 芽室町教育委員会事務局に勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規則制定の件
- 日程第15 議案第67号 芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会設置規則制定の件
- 日程第16 議案第68号 芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会設置規則制定の件
- 日程第17 議案第69号 芽室町トレーニングセンター設置及び管理条例施行規則制定の件
- 日程第18 議案第70号 利用料金制度導入に伴う関係条例施行規則中一部改正の件

## 閉 会

日程第 4

報告第 27 号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和 5 年 3 月 24 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町奨学金貸付条例（抜すい）

平成30年3月12日条例第6号

第5条 町長は、前条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

## 芽室町奨学金貸付対象者の選考基準

平成9年3月

教育委員会訓令第1号

- 1 芽室町奨学金貸付条例(平成29年芽室町条例第2号)第2条第1号に定める「経済的理由により奨学金を必要とする」の判定は、第2項及び第3項の基準により行う。
- 2 申請者の保護者の属する世帯の年間収入(所得)が、次表の日本政策金融公庫貸付基準以下の者とする。

子供の人数(注)	給与所得者の年間収入	事業所得者の年間所得
1人	7,900千円以下	6,000千円以下
2人	8,900千円以下	6,900千円以下
3人	9,900千円以下	7,900千円以下
4人	10,900千円以下	8,900千円以下
5人	11,900千円以下	9,900千円以下
6人	12,900千円以下	10,900千円以下
7人	13,900千円以下	11,900千円以下
8人	14,900千円以下	12,900千円以下
9人	15,900千円以下	13,900千円以下
10人	16,900千円以下	14,900千円以下

(注)「子供の人数」とは年齢、就学の有無に関わらず、申請者の保護者が扶養している子供の人数をいう。

3 前項で定める基準に該当しない場合でも、申し出により次表のいずれかに該当する場合は、これを認める。

許 可 基 準	提出書類
生活の中心となる者が、死亡、重度心身障害の状況又は長期療養中(1か月以上)のため経済的に困窮している場合	・死亡した状況がわかる書類 (死亡届の写し等) ・診断書
災害等により住宅、家屋に大きな損失(半壊、半焼、床上浸水以上の被害)があり、経済的に困窮している場合	被害の状況がわかる書類 (罹災証明書の写し等)
生活の中心となる者の勤務先の倒産等の理由により経済的に困窮している場合	雇用保険被保険者離職票の写し等
その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合	教育委員会が必要と認める書類

平成13年3月27日改定

平成13年4月 1日適用

平成14年4月 1日改定

平成14年4月 1日適用

平成16年4月 1日改定

平成16年4月 1日適用

平成21年4月 1日改定

平成21年4月 1日適用

平成30年2月 8日改定

平成30年3月12日適用

令和 2年4月 1日改定

令和 2年4月 1日適用

令和 3年4月 1日改定

令和 3年4月 1日適用

日程第5

報告第28号

区域外就学認定の件（非公開）

学校教育法施行令第9条第1項の規定に基づく区域外就学の認定について、報告します。

令和5年3月24日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○学校教育法施行令（関係条文抜すい）

（昭和二十八年十月三十一日）

（政令第三百四十号）

（区域外就学等）

第九条 児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校(併設型中学校を除く。)以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2. 市町村の教育委員会は、前項の承諾(当該市町村の設置する小学校又は中学校(併設型中学校を除く。)への就学に係るものに限る。)を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

（昭三六政二九一・昭五三政三一〇・平一〇政三五一・平一〇政三七二・平一四政一六三・平一九政五五・一部改正）

## 区域外就学許可基準

芽室町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校教育法施行令第9条に規定する区域外就学について、保護者の申し出により、次の条件と基準表に該当する場合はこれを許可する。

### <条件>

1. 保護者が指定校変更後の通学経路・通学方法を明確にした上で、通学途中の安全について責任を負うこと。
2. 学校施設の運営上問題がないと判断されること。
3. 教育委員会が必要と認めた書類等が添付されていること。

事 由		許可基準	許可期間	必要書類等
1	途中転出	在学中に町外へ転出した場合で、引き続き在籍校に通学することを希望する場合	卒業まで	印鑑
	上記以外の学年		学期末まで	
2	転入予定	転入予定地の通学区域指定校に、あらかじめ通学を希望する場合	転入するまでの期間	印鑑・住民票 建築確認書・売買契約書・工事契約書・賃貸借契約書等事実を証することができる書類
3	兄弟が指定校とは別の学校に在籍している場合	兄弟が在籍する学校に弟妹も兄弟と同じ学校に通学を希望する場合	兄弟が卒業まで（ただし、兄弟が卒業時、小学校5年生及び中学校2年生の場合は、卒業まで）	印鑑
4	身体的理由	病気治療または心身上の理由がある等教育的配慮が必要な場合	教育委員会が必要と認めた期間	印鑑 医師の診断書
5	いじめ・不登校	在籍校でいじめ・不登校の解消ができず指定校以外の学校への通学を必要とする場合	学校長と協議して定める	印鑑 学校長の意見書
6	その他 ・ 家庭の事情 ・ 天災等 ・ 遠距離通学	教育委員会が認める場合	その都度定める	教育委員会が指示するもの

適用年月日 平成19年4月1日



日程第 6

報告第 29 号

芽室町立小学校学級編成基準の廃止の件

芽室町立小学校学級編成基準の廃止の件について報告します。

令和 5 年 3 月 24 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

## 芽室町立小学校学級編制基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、芽室町立小学校（以下「小学校」という。）の学級編制の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (学級編制の基準)

第2条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第3条第2項の規定に基づき北海道教育委員会が定める義務教育諸学校学級編制基準規則の規定にかかわらず、小学校の単式学級の学級編制基準については35人とする。

### (編制基準日)

第3条 編制基準日は、毎年2月1日とする。ただし、教育長が必要と認めるときは、編制基準日を変更することができる。

### (編制基準の特例)

第4条 小学校の校長は、第2条に規定する基準を適用することが当該小学校の円滑な運営に支障があると認めるときは、編制基準日までに教育長に対し、当該基準についての変更の申請をすることができる。

2 教育長は、前項の規定による申請があった場合において、当該基準を変更することが当該小学校の円滑な運営に必要なと認めるときは、基準の変更を許可することができる。

### 附 則

この基準は、平成30年度の学級編制から適用する。

### 附 則

この基準は、令和4年度の学級編制までの適用とし、令和5年3月31日をもって廃止する。

日程第7

報告第30号

芽室町立学校学級編成基準の制定の件

芽室町立小学校学級編成基準の制定の件について報告します。

令和5年3月24日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

## 芽室町立学校学級編制基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、芽室町立学校（以下「学校」という。）の学級編制の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (学級編制の基準)

第2条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第3条第2項の規定に基づき北海道教育委員会が定める義務教育諸学校学級編制基準規則の規定にかかわらず、学校の単式学級の学級編制基準については30人とする。

### (編制基準日)

第3条 編制基準日は、毎年2月1日とする。ただし、教育長が必要と認めるときは、編制基準日を変更することができる。

### (編制基準の特例)

第4条 学校の校長は、第2条に規定する基準を適用することが当該学校の円滑な運営に支障があると認めるときは、編制基準日までに教育長に対し、当該基準についての変更の申請をすることができる。

2 教育長は、前項の規定による申請があった場合において、当該基準を変更することが当該学校の円滑な運営に必要であると認めるときは、基準の変更を許可することができる。

### 附 則

この基準は、決定の日から施行し、令和5年度の学級編制から適用する。

(令和5年2月28日決定)

日程第 8

議案第 60 号

芽室町教育委員会事務局管理職員任免の件

芽室町教育委員会事務委任規則第 1 条の規定に基づき、芽室町教育委員会事務局管理職員の任免を行おうとするものであります。

令和 5 年 3 月 24 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

# 令和5年4月1日付け芽室町教育委員会人事異動調書

No.1

命(新)	氏名	旧(免)	備考(町長部局移動先)
芽室町に出向を命ずる	日下勝祐	生涯学習課長	政策推進課参事(DX担当)

命(新)	氏名	旧(免)	備考(町長部局異動元)
生涯学習課長	江崎健一	町長部局	公立芽室病院事務局参事 (病院経営改革担当)

令和5年4月1日付け芽室町教育委員会人事異動調書

No.2

命(新)	氏名	旧(免)	備考(町長部局異動先)
芽室町に出向を命ずる	森 真由美	教育推進課給食センター長(兼) 給食係長	健康福祉課長

命(新)	氏名	旧(免)	備考(町長部局異動元)
教育推進課給食センター長(兼) 給食係長	側 瀬 美 和	町長部局	健康福祉課長補佐(兼) 国保医療係長

# 令和5年4月1日付け芽室町教育委員会人事異動調書

No. 3

命(新)	氏名	旧(免)	備考(町長部局異動先)
芽室町に出向を命ずる	村 島 志津佳	生涯学習課社会教育係長	住民税務課納税係長

命(新)	氏名	旧(免)	備考(町長部局異動元)
生涯学習課社会教育係長	藤 村 学	町長部局	農林課農林環境係長
生涯学習課社会教育係主査	大 橋 毅	町長部局	農林課土地改良係主査



# 令和5年4月1日付け芽室町教育委員会人事異動調書

No. 4

命 (新)	氏 名	旧 (免)	備考 (町長部局異動先)
芽室町に出向を命ずる	齋 藤 洋 平	教育推進課教育推進係	総務課総務係
芽室町に出向を命ずる	佐 藤 光	生涯学習課社会教育係	農林課農業振興係
芽室町に出向を命ずる	白 取 詩絵里	生涯学習課図書係	環境土木課道路公園管理係
芽室町に出向を命ずる	森 山 拓 也	生涯学習課スポーツ振興	水道課水道庶務係

命 (新)	氏 名	旧 (免)	備考 (町長部局異動元)
教育推進課教育推進係	真 田 知 苑	町長部局	魅力創造課魅力創造係
生涯学習課図書係	廣 川 麻 優	町長部局	総務課付

# 令和5年4月1日付け芽室町教育委員会人事異動調書

No.5

命(新)	氏名	旧(免)	備考
教育推進課教育推進係	三上智弘	4月1日採用	
生涯学習課スポーツ振興係	東野光希	4月1日採用	
教育推進課教育推進係	茂庭律子	任期更新	任期付職員
教育推進課教育推進係	竹中広大	4月1日採用	任期付職員
教育推進課教育推進係	田沼佑騎	4月1日採用	任期付職員
教育推進課教育推進係	山田陽未	4月1日採用	任期付職員
教育推進課教育推進係	向山英吾	北海道教育委員会派遣	

○芽室町教育委員会事務委任規則

昭和 52 年 11 月 16 日教委規則第 4 号

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1 件 1,000 万円を超える教育財産の取得を町長に申し出ること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について町長に意見を申し出ること。
- (5) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (6) 教育長及び課長等の任免を行うこと。
- (7) 学校その他教育施設の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 1 件 1,000 万円を超える工事の計画を町長に申し出ること。
- (9) 道費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。
- (10) 道費負担教職員の服務監督の一般方針を定めること。
- (11) 前 2 号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること。
- (12) スポーツ推進委員、社会教育委員その他の附属機関の委員を委嘱すること。
- (13) 校長、教頭、教諭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 指定文化財の指定及び解除を行うこと。
- (17) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定によらなければならない。

第 3 条 教育長は、第 1 条の規定により教育長に委任された事務で重要な事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならない。

日程第9

議案第61号

芽室町学校医委嘱の件

令和5年3月31日付け任期満了に伴い、学校保健安全法第23条の規定に基づき、学校医を委嘱しようとするものであります。

令和5年3月24日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

# 学校医委嘱予定者名簿

委嘱期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日（1年間）

木 田 和 宏 （公立芽室病院）

田 中 俊 英 （公立芽室病院）

酒 井 英 二 （公立芽室病院）

相 馬 学 （公立芽室病院）

和 田 巧 明 （公立芽室病院）

高 橋 佳 史 （公立芽室病院）

亀 田 健 太 郎 （公立芽室病院）

## ○学校保健安全法

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第二十三条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

(平一一法一六〇・一部改正、平二〇法七三・旧第十六条繰下)

日程第10

議案第62号

芽室町学校歯科医委嘱の件

令和5年3月31日付け任期満了に伴い、学校保健安全法第23条の規定に基づき、学校歯科医を委嘱しようとするものであります。

令和5年3月24日提出

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

# 学校歯科医委嘱者名簿

委嘱期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日（1年間）

家 内 典 夫 （家内歯科医院）

藤 村 崇 央 （藤村歯科・矯正歯科医院）

正 木 俊 二 （正木歯科診療室）

松 井 智 幸 （松井歯科医院）

南 館 直 人 （みなみだて歯科医院）

石 垣 徹 （いしがき歯科クリニック）

今 井 崇 （めむろだいいち歯科クリニック）



日程第11

議案第63号

芽室町学校薬剤師委嘱の件

令和5年3月31日付け任期満了に伴い、学校保健安全法第23条の規定に基づき、学校薬剤師を委嘱しようとするものであります。

令和5年3月24日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

# 学校薬剤師委嘱予定者名簿

委嘱期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日（1年間）

曾 根 義 継

日程第12

議案第64号

第12地区教科書採択教育委員会協議会委員代理者選任の件（非公開）

第12地区教科書採択教育委員会協議会規約第9条第2項ただし書きの規定に基づき、委員代理者を選任しようとするものあります。

令和5年3月24日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

## 第12地区教科書採択教育委員会協議会規約

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定に基づき、第12地区教科書採択地区（昭和39年5月4日付け北海道教育委員会告示第90号）内の町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

#### (名称)

第2条 協議会は、第12地区教科書採択教育委員会協議会と称する。

#### (協議会を設ける町村の教育委員会)

第3条 協議会は、次に掲げる町村の教育委員会（以下「関係町村教育委員会」という。）が、これを設ける。

- (1) 音更町教育委員会
- (2) 士幌町教育委員会
- (3) 上士幌町教育委員会
- (4) 鹿追町教育委員会
- (5) 新得町教育委員会
- (6) 清水町教育委員会
- (7) 芽室町教育委員会
- (8) 中札内村教育委員会
- (9) 更別村教育委員会
- (10) 大樹町教育委員会
- (11) 広尾町教育委員会
- (12) 幕別町教育委員会
- (13) 池田町教育委員会
- (14) 豊頃町教育委員会
- (15) 浦幌町教育委員会
- (16) 本別町教育委員会
- (17) 足寄町教育委員会
- (18) 陸別町教育委員会

### 第2章 組織

#### (組織)

第4条 協議会は、委員18人をもって組織する。

#### (委員)

第5条 委員は、関係町村教育委員会の教育長をもって充てる。

- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に、円滑な運営に資するとともに責任を明確にするため、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
  - (2) 副会長1名
  - (3) 監事2名
- 2 役員は、委員が互選する。
  - 3 役員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で役員が交代した場合における後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 会長は、会務を総理する。
  - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
  - 6 監事は、会計を監査する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、会長が所属する教育委員会において処理する。

### 第3章 会議

(会議の招集)

第8条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の招集は、開催の日時、場所及び会議に付すべき案件をあらかじめ委員に通知して行うものとする。

(会議の運営)

第9条 会長は、協議会の会議の議長となる。

- 2 第11条に定める調査委員会の報告に基づき教科用図書を種目ごとに1種類決定するための協議を行う会議は、委員全員が出席しなければ開くことができない。ただし、委員に事故があるときは、当該教育委員会が指定する代理人が出席するものとする。
- 3 前項の会議にあっては、原則として委員全員一致により議決するものとする。ただし、十分な議論を尽くしても委員全員の意見が調わない種目については、委員（前項の代理人を含む）による採決を行い、過半数の同意をもって議決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 第2項以外の協議を行う会議は、3分の2以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 5 前項の会議にあっては、出席委員の過半数をもって議決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 協議会の会議は、非公開とすることができる。

(選定した教科用図書の通知)

第10条 会長は、前条第3項の規定により教科用図書を選定したときは、遅滞なく関係町村教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

## 第4章 調査委員会

### (調査委員会の設置)

第11条 協議会は、規則等の定めをもって調査委員会を設置する。

2 協議会は、調査委員会に教科用図書に関する専門的な調査研究を行わせ、その結果を報告させるとともに、必要に応じて調査委員会の意見を聴くことができる。

3 調査委員会の委員は、協議会が指定する町村教育委員会の推薦に基づき、協議会が決定する。

4 前項の規定により調査委員会の委員が決定したときは、当該委員が所属する学校等の存する、又は居住する町村の教育委員会は、当該委員を委嘱するものとする。

### (調査研究結果の報告)

第12条 調査委員会が協議会に調査研究の結果を報告する場合は、調査研究の経過、内容、具体的資料（小委員会で作成したものを含む。）、少数意見等を取りまとめた資料を作成し、行うものとする。

2 協議会は、調査委員会に必要な意見を求める場合において、教科用図書の優劣の順位を求めてはならない。

## 第5章 議事録及び資料の公表

### (議事録等の作成)

第13条 協議会は、協議の経過、採択の理由等を明確にしておくため、議事録等を作成し、整備するものとする。

### (公表の方法)

第14条 協議会の会議の議事録及び第12条第1項の資料については、関係町村教育委員会において、教科用図書を採択した後、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲内で、遅滞なく公表するよう努めるものとする。

2 その他公表に当たって必要な事項は、協議会において定めるものとする。

## 第6章 経費の支弁の方法及び会計年度

第15条 協議会に関する経費は、関係町村教育委員会の負担金をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 補則

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 附 則

この規約は、平成27年6月22日から施行する。

日程第13

議案第65号

芽室町立学校管理規則中一部改正の件

芽室町立学校管理規則の一部を改正しようとするものであります。

令和5年3月24日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

## 芽室町立学校管理規則の一部を改正する規則

芽室町立学校管理規則（昭和51年教委規則第6号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

### 説 明

地方公務員法の一部改正による職員の定年引上げ等に係る関係条例の改正について、町議会定例会12月定例会議で可決されたことから、それらに関連する芽室町教育委員会が所管の本規則を改正するものであります。



芽室町立学校管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(営利企業等の従事)</p> <p>第23条 職員（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。次項において同じ。）の営利企業等の従事については、職員の営利企業等の従事制限に関する規則（北海道人事委員会規則12-1）に定めるところによる。</p> <p>2 一略—</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>(営利企業等の従事)</p> <p>第23条 職員（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。次項において同じ。）の営利企業等の従事については、職員の営利企業等の従事制限に関する規則（北海道人事委員会規則12-1）に定めるところによる。</p> <p>2 一略—</p>

日程第14

議案第66号

芽室町教育委員会事務局に勤務する職員の勤務時間等の特例に関する  
規則制定の件

芽室町教育委員会事務局に勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規則を制定  
しようとするものであります。

令和5年3月24日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

## 芽室町教育委員会事務局に勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、職員の勤務時間・休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）第4条第1項の規定に基づき、教育委員会事務局に勤務する職員（以下「職員」という。）の勤務時間等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (勤務時間等)

- 第2条 職員のうち、職員勤務時間規則（平成3年規則第2号。以下「規則」という。）第2条第2項本文に規定する勤務時間の割振りにより勤務することができない職員の勤務時間の割振りは、1週38時間45分又は4週間を通じ1週間当たり38時間45分とする。
- 2 職員のうち、規則第2条第2項ただし書に規定する休憩時間の割振りにより休憩することができない職員の休憩時間は1時間とし、その割振りは所属長が定めるものとする。

### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

### 説 明

令和5年4月1日から任用する教育DX推進員について、学校の授業時間に合わせた勤務が必要となることから、その勤務時間及び休憩時間について特例を定める必要があるため制定しようとするのもであります。

日程第15

議案第67号

芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会設置規則制定の件

芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会設置規則を制定しようとするもの  
であります。

令和5年3月24日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

## 芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会設置規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会（以下「準備会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 準備会の委員は、学校関係者その他教育委員会が適当と認めた者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

### (任務)

第3条 準備会は、次に掲げる事項について研究協議する。

- (1) 部活動の地域移行に関すること。
- (2) 地域スポーツ環境の整備に関すること

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から1年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 準備会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、準備会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 準備会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の会議は、教育委員会が招集する。

### (庶務)

第7条 準備会の庶務は、教育推進課において処理する。

### (委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

日程第16

議案第68号

芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会設置規則制定の件

芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会設置規則を制定しようとするものであります。

令和5年3月24日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

## 芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会設置規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 委員会の委員は、学校関係者その他教育委員会が適当と認めた者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

### (任務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について研究協議する。

(1) 芽室町小中一貫教育の基本方針に関すること。

(2) その他基本方針の策定に関して必要なこと。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から1年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の会議は、教育委員会が招集する。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育推進課において処理する。

### (委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

日程第17

議案第69号

芽室町トレーニングセンター設置及び管理条例施行規則制定の件

芽室町トレーニングセンター設置及び管理条例施行規則を制定しようとするものであります。

令和5年3月24日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁



## 芽室町トレーニングセンター設置及び管理条例施行規則制定の件

芽室町トレーニングセンター設置及び管理条例施行規則を次のとおり制定しようとするものであります。

### 芽室町トレーニングセンター設置及び管理条例施行規則

#### (目的)

第1条 この規則は、芽室町トレーニングセンター設置及び管理条例（令和5年条例第1号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (利用の申請)

第2条 条例第7条第1項の規定により芽室町トレーニングセンター（以下「トレーニングセンター」という。）を利用しようとする者は、利用許可申請書（第1様式）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用前までに口頭により利用の申し出ができるものとする。

(1) トレーニングルーム個人利用の場合。

(2) 当日申請に係るスタジオ専用利用の場合。

2 スタジオ利用時の利用許可申請書の提出期限は、3箇月前から前日までとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りではない

3 第1項個人利用の場合は、トレーニングセンター利用者名簿に記帳して利用するものとする。

#### (利用の許可)

第3条 指定管理者は、前条第1項の規定により利用を許可したときは、利用許可書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

2 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用にあたっては利用許可書を携帯し、指定管理者の要求があったとき直ちに提示しなければならない。

#### (許可条件の変更等)

第4条 利用者は、当該許可に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者に申請し許可を受けなければならない。

#### (利用期間の制限)

第5条 利用者は、利用の取消しをしようとするときは、利用取消願（第3号様式）に利用許可書を添え指定管理者に提出しなければならない。

#### (不許可の通知)

第6条 条例第8条の規定により利用の許可をしないときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(利用料の納入)

第7条 個人利用は当日券、回数券、1か月券、6か月券により利用するものとし、利用料は前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

2 スタジオ専用利用は、利用許可書の交付を受けるときに利用料を納入しなければならない。

(利用料の減免)

第8条 条例第10条の規定により利用料を減免することができる場合の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 町内の中学生以下が利用するときは、個人利用料及び団体利用料を免除するものとする。
- (2) 町外の中学生以下が利用するときは、個人利用料は免除し、団体利用料はその利用料の5割を減額するものとする。ただし、教育目的（幼稚園、保育所を含む。）で利用するときは、その利用料を免除するものとする。
- (3) 高校生が利用するときは、個人利用料及び団体利用料はその利用料の5割を減額するものとする。ただし、教育目的で利用するときは、その利用料を免除するものとする。
- (4) 大人との混成団体でその半数以上が町内の中学生以下の場合の団体利用料は、その利用料の5割を減額するものとする。
- (5) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する者で、身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者福祉手帳を所持する者）が利用するときは、その利用料を免除するものとする。
- (6) 前各号に定めるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるときは、その利用料を減免するものとする。

(利用料の還付)

第9条 条例第11条ただし書の規定により還付する利用料の割合は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の責に帰することのできない理由により利用不能になったとき 全額
- (2) 条例第14条第3号の規定により利用許可を取消したとき 全額
- (3) 利用日の前日までに利用の変更又は取り消しを申し出て指定管理者が相当の

理由があると認めたとき 5割

(特別設備の承認)

第10条 条例第13条に規定する特別の施設、設備を設け、又は特別物件を搬入しようとする者は、トレーニングセンター特別設備等設置承認申請書（第4号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請を承認したときは、トレーニングセンター特別設備等設置承認書（第5号様式）を申請者に交付するものとする。

(指定管理者の立入)

第11条 指定管理者は、トレーニングセンターの管理に必要があると認めたときは、利用場所に立ち入ることができる。

(利用者、入館者の遵守事項)

第12条 利用者又は入館者（敷地内に立ち入る者も含む。）は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。
- (2) 利用許可を受けた設備以外は利用しないこと。
- (3) 許可なくトレーニングセンター内外（敷地内も含む。）で物品の配布又は販売、金品の募金寄附、飲食物の提供等の行為をしないこと。
- (4) 許可なく広告宣伝物等の提示若しくは配布又は看板、立札等の設置を行わないこと。
- (5) 利用後の清掃整理を適切に行うこと。
- (6) 利用後は、必ず指定管理者の点検を受けること。
- (7) 所定の場所以外で飲食しないこと。
- (8) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (9) 施設内外を汚損し、又は施設設備を損傷しないこと。
- (10) 騒音を発し、暴力を用いるなど、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (11) 指定の場所以外に車を乗り入れ、又は駐車しないこと。
- (12) その他指定管理者の指示に従うこと。

(損害賠償の免責)

第13条 利用者が条例第14条の規定によりトレーニングセンターの利用等の許可を取り消され、又は利用等を制限されたため損害を受けることがあっても町及び指定管理者は、その損害を賠償する責任を負わない。

(損害賠償)

第14条 条例第16条に規定する賠償の額は、次のとおりとする。

- (1) き損 修繕に要する額
- (2) 滅失 残存価格に見合う額  
(利用券の有効期間)

第15条 条例第9条に規定する別表の利用料の利用券の有効期間は次のとおりとする。

- (1) 当日券 発行した日
- (2) 回数券 発行日の属する年度の3月31日
- (3) 1か月券 発行日から1か月経過する日まで
- (4) 6か月券 発行日から6か月経過する日まで  
(委員会による管理)

第16条 第2条から第5条及び第8条から第14条の規定は、指定管理者に代わって、委員会が体育館の管理を行う必要が生じた場合に準用する。この場合において、「指定管理者」とあるのは「委員会」と読み替えるものとする。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

第1号様式 (第2条関係)  
許可番号 第 号

利用許可申請書

年 月 日

様

申請者 団体名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

下記のとおりスタジオの専用利用を申請します。

利用目的				入場料
				有・無
利用日時	自 年 月 日( 曜日) 時から 時まで 至 年 月 日( 曜日) 時から 時まで			
利用内容	1. アマチュアスポーツ 2. その他の催物		(1) 営利を目的とする (2) 営利を目的としない	
利用施設	スタジオ			
特別施設	1.有 2.無	利用予定人員	合計 人	{ 選手 人 関係者 人
利用責任者	住 所 _____ 氏 名 _____ 電 話 _____			
※利 用 料	※利用料減免 有・無 利用料積算内訳			
	利用料合計額			円
そ の 他				
適 用	1. 芽室町トレーニングセンター設置及び管理条例、同条例施行規則及び指定管理者の指示事項を厳守のこと。 2. 利用後の整理整頓は、利用者が責任をもって行うこと。			

※印は記入しないで下さい。

第2号様式（第3条関係）

許可番号 第 号

利用許可書

年 月 日

様

印

年 月 日付けで申請のあったスタジオの専用利用について、次のとおり許可します。

利用目的				入場料
				有・無
利用日時	自 年 月 日（曜日）時から 時まで 至 年 月 日（曜日）時から 時まで			
利用内容	1. アマチュアスポーツ 2. その他の催物		(1) 営利を目的とする (2) 営利を目的としない	
利用施設	スタジオ			
特別施設	1. 有 2. 無	利用予定人員	合計 人	{ 選手 人 関係者 人
利用責任者	住所 氏名		電話	
※利用料	※利用料減免 有・無 利用料積算内訳			
	利用料合計額			円
その他				
適用	1. 芽室町トレーニングセンター設置及び管理条例、同条例施行規則及び指定管理者の指示事項を厳守のこと。 2. 利用後の整理整頓は、利用者が責任をもって行うこと。			

※スタジオ利用の際は本書を提示して下さい。

第3号様式 (第5条関係)

利用取消願

年 月 日

様

団体名 \_\_\_\_\_

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

年 月 日付許可番号第 号をもって利用許可をいただきましたが、次の理由により取消しますのでお取り計らいくださるようお願いいたします。

記

取 消 し の 理 由		
※ 利用料納入状況	※ 還 付 額	還 付 該 当 条 項
会場利用料 円	円	規則第 条

※印は記入しないでください。

第4号様式（第10条関係）

トレーニングセンター特別設備等設置承認申請書

年 月 日

様

団体名 \_\_\_\_\_

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

記

下記のとおり特別設備について申請します。

利 用 目 的	
利 用 日 時	自           年   月   日（ 曜日） 時から   時まで 至           年   月   日（ 曜日） 時から   時まで
利 用 箇 所	
搬入・設置日時	自           年   月   日（ 曜日） 時から   時まで 至           年   月   日（ 曜日） 時から   時まで
撤 去 日 時	自           年   月   日（ 曜日） 時から   時まで 至           年   月   日（ 曜日） 時から   時まで
特別設備の内容	
備 考（特別施設の略図など）	



第5号様式（第10条関係）

トレーニングセンター特別設備等設置承認書

年 月 日

様

印

記

年 月 日付けで申請のあった特別設備について、次のとおり許可します。

利 用 目 的	
利用許可年月日 番 号	年 月 日（ 曜日） 許可番号 第 号
設 備 の 概 要	
特 別 条 件	

日程第18

議案第70号

利用料金制度導入に伴う関係条例施行規則中一部改正の件

利用料金制度導入に伴う関係条例施行規則中の一部を改正しようとするものであります。

令和5年3月24日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

利用料金制度導入に伴う関係規則の整備に関する規則制定 主な改正箇所

1 芽室町総合体育館

項目	現行	改正案	備考
関係条例施行規則の改正	使用	利用	芽室町総合体育館設置及び管理条例施行規則中 (関係様式含む)の「使用」を「 <u>利用</u> 」に改める。
利用券の取り扱い	(1) 当日券 (2) 共通回数券 (3) 6か月券	(1) 当日券 (2) <u>回数券</u> (3) <u>1か月券</u> (4) 6か月券	芽室町総合体育館設置及び管理条例施行規則中に次の 事項を明記する。 ①施設毎の回数券を整備 ②1か月券を新設

2 芽室町営水泳プール

項目	現行	改正案	備考
関係条例施行規則の改正	使用	利用	芽室町営水泳プール設置及び管理条例施行規則中 (関係様式含む)の「使用」を「 <u>利用</u> 」に改める。
利用券の取り扱い	(1) 当日券 (2) 共通回数券 (3) 6か月券	(1) 当日券 (2) <u>回数券</u> (3) <u>1か月券</u> (4) 6か月券	芽室町営水泳プール設置及び管理条例施行規則中に次の 事項を明記する。 ①施設毎の回数券を整備 ②1か月券を新設

### 3 芽室町健康プラザ

項目	現行	改正案	備考
関係条例施行規則の改正	使用	利用	芽室町健康プラザ設置及び管理条例施行規則中（関係様式含む）の「使用」を「 <u>利用</u> 」に改める。
利用券の取り扱い	(1) 当日券 (2) 6か月券	(1) 当日券 (2) <u>回数券</u> (3) <u>1</u> か月券 (4) 6か月券	芽室町健康プラザ設置及び管理条例施行規則中に次の事項を明記する。 ①施設毎の回数券を新設 ②1か月券を新設

### 4 芽室町サッカー場

項目	現行	改正案	備考
関係条例施行規則の改正	使用	利用	芽室町サッカー場設置及び管理条例施行規則中（関係様式含む）の「使用」を「 <u>利用</u> 」に改める。

### 5 芽室町都市公園（有料公園施設）

項目	現行	改正案	備考
関係条例施行規則の改正	使用	利用	芽室町都市公園条例施行規則中、有料都市公園（関係様式含む）に係る箇所において「使用」を「 <u>利用</u> 」に改める。

利用料金制度導入に伴う関係規則の整備に関する規則制定の件  
利用料金制度導入に伴う関係規則の整備に関する規則を次のとおり制定しようとするものであります。

利用料金制度導入に伴う関係規則の整備に関する規則  
(芽室町総合体育館設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第1条 芽室町総合体育館設置及び管理条例施行規則(昭和53年教委規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「使用」を「利用」に改め、同条第3項中「使用」を「利用」に改め、「(第2号様式)」を削る。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用」を「利用」に、「第3号様式」を「第2号様式」に改め、同条第2項中「使用」を「利用」に改める。

第4条中「使用」を「利用」に改める。

第5条の見出し及び同条第1項中「使用」を「利用」に改め、同条第3項中「使用」を「利用」に、「第4号様式」を「第3号様式」に改める。

第6条中「使用」を「利用」に改める。

第7条の見出し及び同条第1項中「使用」を「利用」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 個人利用は当日券、回数券、1か月券及び6か月券により利用するものとする。

第8条(見出しを含む。)中「使用」を「利用」に改め、同条第6号中「教育委員会(以下「委員会」という。)」を「指定管理者」に改める。

第9条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用」を「利用」に改め、同項第3号中「委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2項を削る。

第10条第1項中「第7号様式」を「第4号様式」に改め、同条第2項中「第8号様式」を「第5号様式」に改める。

第11条及び第12条中「使用」を「利用」に改める。

第13条(見出しを含む。)中「使用」を「利用」に改め、同条第13号を削る。

第15条中「使用」を「利用」に改める。

第17条中「使用」を「利用」に改め、同条第2号中「共通」を削り、同条第3号を次のように改める。

(3) 1か月券 発行日から1か月経過する日まで

第17条に次の1号を加える。

(4) 6か月券 発行日から6か月経過する日まで

第18条前段中「第10条」を「第8条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、「指定管理者」とあるのは「委員会」と読み替えるものとする。

第1号様式から第5号様式を次のとおり改める。

第1号様式（第2条関係）

許可番号 第 号

体育館利用許可申請書

年 月 日

様

団体名 \_\_\_\_\_

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

下記のとおり体育館の利用を申請します。

利用目的				入場料
				有・無
利用日時	自 年 月 日（曜日）時から 時まで			
	至 年 月 日（曜日）時から 時まで			
利用内容	1. アマチュアスポーツ 2. その他の催物		(1) 営利を目的とする (2) 営利を目的としない	
利用施設	1. 第1競技場（全面、1/2面、1/4面、1/8面） 2. 第2競技場（卓球、柔道、剣道） 3. トレーニング室 4. 研修室			
特別施設	1. 有 2. 無	利用予定人員	合計 人	選手 人
				観衆 人
利用備品				
利用責任者	住 所			
	氏 名 電 話			
※ 利用料徴収 の有無	利用料積算根拠 納入通知番号 第 号			
	※利用料徴収 有・無	利用料合計額	円	
適 用	1. 芽室町総合体育館設置及び管理条例、同条例施行規則及び指定管理者の指示事項を厳守のこと。 2. 利用後の整理整頓は、利用者が責任をもって行うこと。			

※印は記入しないで下さい。

第2号様式 (第3条関係)

許可番号 第 号

体育館利用許可書

年 月 日

様

印

年 月 日付けで申請のあった体育館の利用について、次のとおり許可します。

利用目的				入場料
				有・無
利用日時	自 年 月 日( 曜日) 時から 時まで			
	至 年 月 日( 曜日) 時から 時まで			
利用内容	1. アマチュアスポーツ 2. その他の催物			(1) 営利を目的とする (2) 営利を目的としない
利用施設	1. 第1競技場 (全面、1/2面、1/4面、1/8面) 2. 第2競技場 (卓球、柔道、剣道) 3. トレーニング室 4. 研修室			
特別施設	1. 有 2. 無	利用予定人員	合計 人	{ 選手 人 関係者 人
利用備品				
利用責任者	住 所 氏 名 電 話			
※ 利用料徴収 の有無	利用料積算根拠 納入通知番号 第 号			
	※利用料徴収 有・無			利用料合計額 円
適用	1. 芽室町総合体育館設置及び管理条例、同条例施行規則及び指定管理者の指示事項を厳守のこと。 2. 利用後の整理整頓は、利用者が責任をもって行うこと。			

※体育館利用の際は本書を係員に提示して下さい。



体育館利用取消願

年 月 日

様

団体名 \_\_\_\_\_

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

年 月 日付許可番号第 号をもって体育館の利用許可をいただきましたが、次の理由により取消しますのでお取り計らいくださるようお願いいたします。

記

取 消 し の 理 由		
※ 利用料納入状況	※還 付 額	還 付 該 当 条 項
会場利用料 円	円	規則第 条

※印は記入しないでください。

体育館特別設備等設置承認申請書

年 月 日

様

団体名 \_\_\_\_\_

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

記

下記のとおり特別設備について申請します。

利用目的	
利用日時	自 年 月 日（曜日）時から 時まで 至 年 月 日（曜日）時から 時まで
利用箇所	
搬入・設置日時	自 年 月 日（曜日）時から 時まで 至 年 月 日（曜日）時から 時まで
撤去日時	自 年 月 日（曜日）時から 時まで 至 年 月 日（曜日）時から 時まで
特別設備の内容	
備考（特別施設の略図など）	

体育館特別設備等設置承認書

年 月 日

様

印

記

年 月 日付けで申請のあった特別設備について、次のとおり許可します。

利 用 目 的	
利用許可年月日 番 号	年 月 日( 曜日) 許可番号 第 号
設 備 の 概 要	
特 別 条 件	

(芽室町営水泳プール設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第2条 芽室町営水泳プール設置及び管理条例施行規則（平成2年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「使用」を「利用」に改め、同条第3項中「使用」を「利用」に改め、「（第2号様式）」を削る。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用」を「利用」に、「第3号様式」を「第2号様式」に改め、同条第2項中「使用」を「利用」に改める。

第4条中「使用」を「利用」に改める。

第6条の見出し及び同条第1項中「使用」を「利用」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 個人利用は当日券、回数券、1か月券及び6か月券により利用するものとする。

第7条（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に改め、同条第6号中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「指定管理者」に改める。

第8条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用」を「利用」に改め、同項第3号中「委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2項を削る。

第9条第1項中「使用」を「利用」に、「第9号様式」を「第3号様式」に改め、同条第2項中「第10号様式」を「第4号様式」に改める。

第10条、第12条（見出しを含む。）及び第13条中「使用」を「利用」に改める。

第14条中「使用」を「利用」に改め、同条ただし書中「委員会」を「指定管理者」に改める。

第15条各号列記以外の部分中「使用」を「利用」に改め、同条第2号中「共通」を削り、同条第3号を次のように改める。

(3) 1か月券 発行日から1か月经過する日まで。ただし、閉館期間は、利用券有効期間には含めないものとする。

第15条に次の1号を加える。

(4) 6か月券 発行日から6か月经過する日まで。ただし、閉館期間は、利用券有効期間には含めないものとする。

第16条前段中「第9条」を「第7条」に、「第12条」を「第14条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、「指定管理者」とあるのは「委員会」と読み替えるものとする。

第1号様式から第4号様式を次のとおり改める。

第1号様式（第2条関係）

許可番号 第 号

町営水泳プール利用許可申請書

年 月 日

様

団体名 \_\_\_\_\_

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

下記のとおり町営水泳プールの利用を申請します。

利 用 プ ール	1. 温水プール							
利 用 目 的 ( 行 事 名 等 )								
利 用 期 間	月	日より	時間	自	時	分～至	時	
	月	日まで						
利 用 料								
専 用 の 有 無								
利 用 備 品	有			無				
そ の 他								
許 可	管 理 者	係 長	主 任	係		許 可 番 号	領 収 書 番 号	使 用 料
								円

第2号様式（第3条関係）

許可番号 第 号

町営水泳プール利用許可書

年 月 日

様

印

年 月 日付けで申請のあった町営水泳プールの利用について、次のとおり許可します。

利 用 プ ー ル	1. 温水プール		
利 用 目 的 ( 行 事 名 等 )			
利 用 期 間	月 日より 月 日まで	時間	自 時 分～至 時
利 用 料			
専 用 の 有 無			
利 用 備 品	有 無		
そ の 他			

第3号様式（第9条関係）

町営水泳プール特別設備等設置承認申請書

年 月 日

様

団体名 \_\_\_\_\_

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

記

下記のとおり特別設備について申請します。

利 用 目 的	
利 用 日 時	自 年 月 日( 曜日) 時から 時まで 至 年 月 日( 曜日) 時から 時まで
利 用 箇 所	
搬入・設置日時	自 年 月 日( 曜日) 時から 時まで 至 年 月 日( 曜日) 時から 時まで
撤 去 日 時	自 年 月 日( 曜日) 時から 時まで 至 年 月 日( 曜日) 時から 時まで
特別設備の内容	
備 考 (特別施設の略図など)	

第4号様式 (第9条関係)

町営水泳プール特別設備等設置承認書

年 月 日

様

印

記

年 月 日付けで申請のあった特別設備について、次のとおり許可します。

利 用 目 的	
利用許可年月日 番 号	年 月 日( 曜日) 許可番号 第 号
設 備 の 概 要	
特 別 条 件	



(芽室町健康プラザ設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第3条 芽室町健康プラザ設置及び管理条例施行規則(平成8年教委規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し及び同条第1項中「使用」を「利用」に改め、同条第2項を次のように改める。中「使用」を「利用」に改め、「(第2号様式)」を削る。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用」を「利用」に、「第3号様式」を「第2号様式」に改め、同条第2項中「使用」を「利用」に改める。

第4条第1項中「使用」を「利用」に改め、同条第2項中「使用」を「利用」に、「第4号様式」を「第3号様式」に改める。

第5条中「使用」を「利用」に改める。

第6条の見出し及び同条第1項中「使用」を「利用」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 個人利用は当日券、回数券、1か月券及び6か月券により利用するものとする。

第7条(見出しを含む。)中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用」を「利用」に改め、同条第7号中「教育委員会(以下「委員会」という。)」を「指定管理者」に改める。

第8条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同項第3号中「委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2項を削る。

第9条第1項中「第8号様式」を「第4号様式」に改め、同条第2項中「第9号様式」を「第5号用様式」に改める。

第10条、第11条(見出しを含む。)及び第12条中「使用」を「利用」に改める。

第14条中「使用」を「利用」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 回数券 発行日の属する年度の3月31日

第14条に次の2号を加える。

(3) 1か月券 発行日から1か月经過する日まで

(4) 6か月券 発行日から6か月经過する日まで

第15条前段中「第8条から第11条」を「第7条から第12条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、「指定管理者」とあるのは「委員会」と読み替えるものとする。

第1号様式から第5号様式を次のとおり改める。

第1号様式（第2条関係）

許可番号 第 号

健康プラザ利用許可申請書

年 月 日

様

団体名 \_\_\_\_\_

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

下記のとおり健康プラザの利用を申請します。

利用目的				入場料
				有・無
利用日時	自	年 月 日( 曜日)	時から	時まで
	至	年 月 日( 曜日)	時から	時まで
利用内容	1. アマチュアスポーツ 2. その他の催物			(1) 営利を目的とする (2) 営利を目的としない
利用施設	1. アリーナ (全面、2/3面、1/2面、1/3面) 2. 研修室			
特別施設	1. 有 2. 無	利用予定人員	合計 人	{ 選手 人 関係者 人
利用備品				
利用責任者	住 所			
	氏 名 電 話			
※ 利 用 料	※利用料減免 有・無			
	利用料積算内訳			利用料合計額
適 用	1. 芽室町健康プラザ設置及び管理条例、同条例施行規則及び指定管理者の指示事項を厳守のこと。 2. 利用後の整理整頓は、利用者が責任をもって行うこと。			

※印は記入しないで下さい。

第2号様式（第3条関係）

許可番号 第 号

健康プラザ利用許可書

年 月 日

様

印

年 月 日付けで申請のあった健康プラザの利用について、次のとおり許可します。

利用目的				入場料
				有・無
利用日時	自 年 月 日（曜日）時から 時まで			
	至 年 月 日（曜日）時から 時まで			
利用内容	1. アマチュアスポーツ 2. その他の催物		(1) 営利を目的とする (2) 営利を目的としない	
利用施設	1. アリーナ（全面、2/3面、1/2面、1/3面） 2. 研修室			
特別施設	1.有 2.無	利用予定人員	合計 人	{ 選手 人 関係者 人
利用備品				
利用責任者	住 所			
	氏 名		電 話	
利 用 料	利用料減免 有・無			
	利用料積算内訳			
	利用料合計額			円
適 用	1. 芽室町健康プラザ設置及び管理条例、同条例施行規則及び指定管理者の指示事項を厳守のこと。 2. 利用後の整理整頓は、利用者が責任をもって行うこと。			

※健康プラザ利用の際は本書を提示して下さい。

第3号様式（第4条関係）

健康プラザ利用取消願

年 月 日

様

団体名 \_\_\_\_\_

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日付許可番号第 号をもって健康プラザの利用許可をいただきましたが、次の理由により取消しますのでお取り計らいくださるようお願いいたします。

記

取 消 し の 理 由		
※ 利用料納入状況	※還 付 額	還 付 該 当 条 項
会場利用料 円	円	規則第 条

※印は記入しないでください。

第4号様式 (第9条関係)

健康プラザ特別設備等設置承認申請書

年 月 日

様

団体名 \_\_\_\_\_

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

記

下記のとおり特別設備について申請します。

利 用 目 的	
利 用 日 時	自 年 月 日( 曜日) 時から 時まで 至 年 月 日( 曜日) 時から 時まで
利 用 箇 所	
搬入・設置日時	自 年 月 日( 曜日) 時から 時まで 至 年 月 日( 曜日) 時から 時まで
撤 去 日 時	自 年 月 日( 曜日) 時から 時まで 至 年 月 日( 曜日) 時から 時まで
特別設備の内容	
備 考 (特別施設の略図など)	

健康プラザ特別設備等設置承認書

年 月 日

様

印

記

年 月 日付けで申請のあった特別設備について、次のとおり許可します。

利 用 目 的	
利用許可年月日 番 号	年 月 日( 曜日) 許可番号 第 号
設 備 の 概 要	
特 別 条 件	

(芽室町サッカー場設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第4条 芽室町サッカー場設置及び管理条例施行規則（平成18年教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条（見出しを含む。）、第4条（見出しを含む。）及び第5条中「使用」を「利用」に改める。

第6条の見出し及び同条第1項中「使用」を「利用」に改め、同条第2項中「委員会」を「指定管理者」に改め、同条第3項中「使用」を「利用」に改める。

第7条及び第8条（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に改める。

第9条（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に改め、同条第6号中「委員会」を「指定管理者」に改める。

第10条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用」を「利用」に改め、同項第3号中「委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2項を削る。

第11条第1項中「第5号様式」を「第4号様式」に改め、同条第2項中「第6号様式」を「第5号様式」に改める。

第11条の2、第12条、第13条（見出しを含む。）及び第14条中「使用」を「利用」に改める。

第15条の2前段中「第5条まで」を「第6条」に、「第11条から前条」を「第9条から第14条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、「指定管理者」とあるのは「委員会」と読み替えるものとする。

第1号様式から第5号様式を次のとおり改める。







第3号様式（第6条関係）

サッカー場利用取消願

年 月 日

様

団体名 \_\_\_\_\_

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

年 月 日付許可番号第 号をもってサッカー場の利用許可をいただきましたが、次の理由により取消しますのでお取り計らいくださるようお願いいたします。

記

取 消 し の 理 由		
※ 利用料納入状況	※還 付 額	還 付 該 当 条 項
会場利用料 円	円	規則第 条

※印は記入しないでください。

第4号様式（第11条関係）

サッカー場特別設備等設置承認申請書

年 月 日

様

団体名 \_\_\_\_\_

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

記

下記のとおり特別設備について申請します。

利 用 目 的	
利 用 日 時	自 年 月 日( 曜日) 時から 時まで 至 年 月 日( 曜日) 時から 時まで
利 用 箇 所	
搬入・設置日時	自 年 月 日( 曜日) 時から 時まで 至 年 月 日( 曜日) 時から 時まで
撤 去 日 時	自 年 月 日( 曜日) 時から 時まで 至 年 月 日( 曜日) 時から 時まで
特別設備の内容	
備 考 (特別施設の略図など)	

第5号様式(第11条関係)

サッカー場特別設備等設置承認書

年 月 日

様

印

記

年 月 日付けで申請のあった特別設備について、次のとおり許可します。

利 用 目 的	
利用許可年月日 番 号	年 月 日( 曜日) 許可番号 第 号
設 備 の 概 要	
特 別 条 件	

(芽室町都市公園条例施行規則の一部改正)

第5条 芽室町都市公園条例施行規則（昭和55年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「使用」を「利用」に改める。

第5条（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に改め、同条第6号中「町長」を「指定管理者」に改める。

第6条の見出し中「使用料」の次に「及び利用料」を加え、同条中「使用料」の次に「及び利用料」を加え、同条第2号及び第3号中「使用」の次に「及び利用」を加える。

第8条中「使用」を「利用」に改める。

第9条中「第2条第5項」の次に「及び第5条第6号」を加える。

様式第8号様式及び第8号様式の2を次のとおり改める。





利用料金制度導入に伴う関係規則の整備に関する規則新旧対照表（第1条関係）

改正案	現 行
<p>(芽室町総合体育館設置及び管理条例施行規則の一部改正) (利用の申請)</p> <p>第2条 条例第7条第1項の規定により芽室町総合体育館（以下「体育館」という。）の利用許可を受けようとする者は、その利用する日の3箇月前から前日までに体育館利用許可申請書（第1号様式）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>2 個人利用については、前項の規定にかかわらず、利用の当日指定管理者に申し出て許可を受けなければならない。</p> <p>3 前項の場合は、体育館利用者名簿に記帳して利用するものとする。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第3条 指定管理者は、前条第1項の規定により利用を許可したときは、体育館利用許可書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。</p> <p>2 体育館の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用にあたっては利用許可書を携帯し、指定管理者の要求があったとき直ちに提示しなければならない。</p> <p>(許可条件の変更等)</p> <p>第4条 利用者は、当該許可に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者に申請し許可を受けなければならない。</p>	<p>(使用の申請)</p> <p>第2条 条例第7条第1項の規定により芽室町総合体育館（以下「体育館」という。）の使用許可を受けようとする者は、その使用する日の3箇月前から前日までに体育館使用許可申請書（第1号様式）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>2 個人使用については、前項の規定にかかわらず、使用の当日指定管理者に申し出て許可を受けなければならない。</p> <p>3 前項の場合は、体育館使用者名簿（第2号様式）に記帳して使用するものとする。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第3条 指定管理者は、前条第1項の規定により使用を許可したときは、体育館使用許可書（第3号様式）を申請者に交付するものとする。</p> <p>2 体育館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用にあたっては使用許可書を携帯し、指定管理者の要求があったとき直ちに提示しなければならない。</p> <p>(許可条件の変更等)</p> <p>第4条 使用者は、当該許可に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者に申請し許可を受けなければならない。</p>



改正案	現 行
<p>い。 (利用期間の制限)</p> <p>第5条 体育館の利用期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) アマチュアスポーツ団体が体育館を利用する場合は、引き続き5日を超えない。</p> <p>(2) 町外の利用者及び収益等を目的として利用する者並びにスポーツ以外の催物等で利用する場合は、引き続き2日を超えることができない。</p> <p>2 一略—</p> <p>3 利用者は、利用の取消しをしようとするときは、体育館利用取消願(第3号様式)に利用許可書を添え指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>(不許可の通知)</p> <p>第6条 条例第8条の規定により利用の許可をしないときは、その旨を申請者に通知するものとする。</p> <p>(利用料の納入)</p> <p>第7条 利用者は、条例第9条第2項の規定により利用許可書の交付を受けるときに利用料を納入しなければならない。</p> <p>2 個人利用は当日券、回数券、1か月券及び6か月券により利用するものとする。</p> <p>(利用料の減免)</p> <p>第8条 条例第10条の規定により利用料を減免することができる場合の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p>	<p>い。 (使用期間の制限)</p> <p>第5条 体育館の使用期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) アマチュアスポーツ団体が体育館を使用する場合は、引き続き5日を超えない。</p> <p>(2) 町外の使用者及び収益等を目的として使用する者並びにスポーツ以外の催物等で使用する場合は、引き続き2日を超えることができない。</p> <p>2 一略—</p> <p>3 使用者は、使用の取消しをしようとするときは、体育館使用取消願(第4号様式)に使用許可書を添え指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>(不許可の通知)</p> <p>第6条 条例第8条の規定により使用の許可をしないときは、その旨を申請者に通知するものとする。</p> <p>(使用料の納入)</p> <p>第7条 使用者は、条例第9条第2項の規定により使用許可書の交付を受けるときに使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 個人使用は当日券、共通回数券(第5号様式)、6か月券(第5号様式の2)により使用するものとする。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 条例第10条の規定により使用料を減免することができる場合の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p>

改正案	現行
<p>(1) 町内の中学生以下が<u>利用</u>するときは、<u>個人利用料</u>及び<u>団体利用料</u>を免除するものとする。</p> <p>(2) 町外の中学生以下が<u>利用</u>するときは、<u>個人利用料</u>は免除し、<u>団体利用料</u>はその<u>利用料</u>の5割を減額するものとする。ただし、<u>教育目的</u>（幼稚園、保育所を含む。）で<u>利用</u>するときは、その<u>利用料</u>を免除するものとする。</p> <p>(3) 高校生が<u>利用</u>するときは、<u>個人利用料</u>及び<u>団体利用料</u>はその<u>利用料</u>の5割を減額するものとする。ただし、<u>教育目的</u>で<u>利用</u>するときは、その<u>利用料</u>を免除するものとする。</p> <p>(4) 大人との混成団体でその半数以上が町内の中学生以下の場合の<u>団体利用料</u>は、その<u>利用料</u>の5割を減額するものとする。</p> <p>(5) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する者で、身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者福祉手帳を所持する者）が<u>利用</u>するときは、その<u>利用料</u>を免除するものとする。</p> <p>(6) 前各号に定めるもののほか、<u>指定管理者</u>が特に必要と認めるときは、その<u>利用料</u>を減免するものとする。</p> <p>(<u>利用料</u>の還付)</p> <p>第9条 条例第11条ただし書の規定により還付する<u>利用料</u>の割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>利用者の責</u>に帰することのできない理由により<u>利用不能</u>になつたとき 全額</p>	<p>(1) 町内の中学生以下が<u>使用</u>するときは、<u>個人使用料</u>及び<u>団体使用料</u>を免除するものとする。</p> <p>(2) 町外の中学生以下が<u>使用</u>するときは、<u>個人使用料</u>は免除し、<u>団体使用料</u>はその<u>使用料</u>の5割を減額するものとする。ただし、<u>教育目的</u>（幼稚園、保育所を含む。）で<u>使用</u>するときは、その<u>使用料</u>を免除するものとする。</p> <p>(3) 高校生が<u>使用</u>するときは、<u>個人使用料</u>及び<u>団体使用料</u>はその<u>使用料</u>の5割を減額するものとする。ただし、<u>教育目的</u>で<u>使用</u>するときは、その<u>使用料</u>を免除するものとする。</p> <p>(4) 大人との混成団体でその半数以上が町内の中学生以下の場合の<u>団体使用料</u>は、その<u>使用料</u>の5割を減額するものとする。</p> <p>(5) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する者で、身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者福祉手帳を所持する者）が<u>使用</u>するときは、その<u>使用料</u>を免除するものとする。</p> <p>(6) 前各号に定めるもののほか、<u>教育委員会</u>（以下「<u>委員会</u>」という。）が特に必要と認めるときは、その<u>使用料</u>を減免するものとする。</p> <p>(<u>使用料</u>の還付)</p> <p>第9条 条例第11条ただし書の規定により還付する<u>使用料</u>の割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>使用者の責</u>に帰することのできない理由により<u>使用不能</u>になつたとき 全額</p>

改正案	現 行
<p>(2) 条例第14条第3号の規定により<u>利用許可</u>を取消したとき 全額</p> <p>(3) <u>利用日</u>の前日までに<u>利用</u>の変更又は取り消しを申し出て指 定管理者が相当の理由があると認めたととき 5割</p> <p>(特別設備の承認)</p> <p>第10条 条例第13条に規定する特別の施設、設備を設け、又は特別 物件を搬入しようとする者は、体育館特別設備等設置承認申請書 (第4号様式)を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請を承認したときは、体育館特別設備等設置承認書 (第5号様式)を申請者に交付するものとする。</p> <p>(プログラム等の提出)</p> <p>第11条 体育館で行う体育競技大会その他これに類する催物のため に<u>利用</u>しようとする者は、事前にプログラム等を定め指定管理者 に提出しなければならない。</p> <p>(指定管理者の立入)</p> <p>第12条 指定管理者は、体育館管理に必要があると認めたとときは、 <u>利用場所</u>に立ち入ることができる。</p> <p>(利用者、入館者の遵守事項)</p> <p>第13条 <u>利用者</u>又は入館者(敷地内に立ち入る者も含む。)は、次 の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p>	<p>(2) 条例第14条第3号の規定により<u>使用許可</u>を取消したとき 全額</p> <p>(3) <u>使用日</u>の前日までに<u>使用</u>の変更又は取り消しを申し出て委 員会が相当の理由があると認めたととき 5割</p> <p>2 前項の規定により<u>使用料</u>の還付を受けようとする者は、<u>体育館 使用料還付申請書(第6号様式)</u>を、<u>委員会</u>に提出しなければな らない。</p> <p>(特別設備の承認)</p> <p>第10条 条例第13条に規定する特別の施設、設備を設け、又は特別 物件を搬入しようとする者は、体育館特別設備等設置承認申請書 (第7号様式)を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請を承認したときは、体育館特別設備等設置承認書 (第8号様式)を申請者に交付するものとする。</p> <p>(プログラム等の提出)</p> <p>第11条 体育館で行う体育競技大会その他これに類する催物のため に<u>使用</u>しようとする者は、事前にプログラム等を定め指定管理者 に提出しなければならない。</p> <p>(指定管理者の立入)</p> <p>第12条 指定管理者は、体育館管理に必要があると認めたとときは、 <u>使用場所</u>に立ち入ることができる。</p> <p>(使用者、入館者の遵守事項)</p> <p>第13条 <u>使用者</u>又は入館者(敷地内に立ち入る者も含む。)は、次 の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p>

改正案	現 行
<p>(1) 利用許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。</p> <p>(2) 利用許可を受けた設備以外は<u>利用</u>しないこと。</p> <p>(3)～(5) 一略—</p> <p>(6) 利用後は、必ず指定管理者の点検を受けること。</p> <p>(7)～(12) 一略—</p> <p>(損害賠償の免責)</p> <p>第15条 利用者が<u>条例第14条</u>の規定により体育館の<u>利用等</u>の許可を取り消され、又は<u>利用等</u>を制限されたため損害を受けることがあっても町及び指定管理者は、その損害を賠償する責任を負わない。</p> <p>(利用券の有効期間)</p> <p>第17条 <u>条例第9条</u>に規定する別表の<u>利用料</u>の利用券の有効期間は次のとおりとする。</p> <p>(1) 一略—</p> <p>(2) <u>回数券</u> 発行日の属する年度の3月31日</p> <p>(3) <u>1か月券</u> 発行日から1か月経過する日まで</p> <p>(4) <u>6か月券</u> 発行日から6か月経過する日まで</p> <p>(委員会による管理)</p> <p>第18条 第2条から第5条及び<u>第8条</u>から第15条の規定は、指定管理者に代わって、委員会が体育館の管理を行う必要が生じた場合に準用する。この場合において、「<u>指定管理者</u>」とあるのは「<u>委員会</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(1) <u>使用許可</u>を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。</p> <p>(2) <u>使用許可</u>を受けた設備以外は<u>使用</u>しないこと。</p> <p>(3)～(5) 一略—</p> <p>(6) <u>使用</u>後は、必ず指定管理者の点検を受けること。</p> <p>(7)～(12) 一略—</p> <p>(13) <u>前各号</u>のほか、<u>教育長が別に定める使用心得</u>を守ること。</p> <p>(損害賠償の免責)</p> <p>第15条 <u>使用者</u>が<u>条例第14条</u>の規定により体育館の<u>使用等</u>の許可を取り消され、又は<u>使用等</u>を制限されたため損害を受けることがあっても町及び指定管理者は、その損害を賠償する責任を負わない。</p> <p>(利用券の有効期間)</p> <p>第17条 <u>条例第9条</u>に規定する別表の<u>使用料</u>の利用券の有効期間は次のとおりとする。</p> <p>(1) 一略—</p> <p>(2) <u>共通回数券</u> 発行日の属する年度の3月31日</p> <p>(3) <u>6か月券</u> 発行日から6か月経過する日まで</p> <p>(委員会による管理)</p> <p>第18条 第2条から第5条及び<u>第10条</u>から第15条の規定は、指定管理者に代わって、委員会が体育館の管理を行う必要が生じた場合に準用する。この場合において、<u>第2条、第3条第1項、第4条、第5条、第10条及び第11条中「指定管理者」とあるのは「委員会</u></p>

改正案	現 行
	<p>員会」と、第3条第2項及び第13条中「指定管理者」とあるのは「<u>係員</u>」と、第12条の見出し中「指定管理者」とあるのは「<u>係員</u>」と、同条中「指定管理者」とあるのは「<u>委員会</u>」と、「<u>立ち入る</u>」とあるのは「<u>係員を立ち入らせる</u>」と、第14条第2号中「指定管理者」とあるのは「<u>館長</u>」と、第15条中「<u>町及び指定管理者</u>」とあるのは「<u>町</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>様式不明</p>

改正案

現行

以下、旧様式不明のため、添付不可

第1号様式(第2条関係)  
許可番号 第 号

体育館利用許可申請書

年 月 日

装

団体名 \_\_\_\_\_  
申請者 住所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

下記のとおり体育館の利用を申請します。

利用目的			入場料
			有・無
利用日時	年 月 日( 曜日) 時から 時まで	年 月 日( 曜日) 時から 時まで	
利用内容	1. アマチュースポーツ 2. その他の催物 (1) 賞金を目的とする (2) 賞金を目的としない		
利用施設	1. 第1競技場(全面、1/2面、1/4面、1/8面) 2. 第2競技場(壁球、柔道、剣道) 3. トレーニング室 4. 研修室		
特別施設	1. 有 2. 無	利用予定人員 合計 人	選手 人 観衆 人
利用備品			
利用責任者	住所 氏名	電話番号	
※利用料徴収の有・無	利用料徴収額 前入通知番号 第 号		※利用料徴収 有・無 利用料合計額 円
※利用料徴収の有・無	1. 非営利総合体育館設置及び管理条例、同条例施行規則及び指定管理者の指図書等を遵守のこと。 2. 利用後の整理整頓は、利用者が責任をもって行うこと。		

※印は記入しなさい。

改正案

現行

第2号様式(第3条関係)  
許可番号 第 号

体質簡利用許可書

年 月 日

様

印

年 月 日付で申請のあった体質簡の利用について、次のとおり許可します。

利用目的	入庫料	
	有	無
利用日時	年 月 日( 曜) 時から 時まで	年 月 日( 曜) 時から 時まで
利用内容	1. アマチュアスポーツ 2. その他の構物 (1) 借利を目的とする (2) 貸利を目的としない	
利用施設	1. 第1号施設(全面、1/2面、1/4面、1/8面) 2. 第2号施設(棟数、条道、剣道) 3. トレーニング室 4. 研修室	
特別施設	1. 有 2. 無	利用予定人員 会社 人 選手 人 観客者 人
利用備品		
利用責任者	住 所 電 話 氏 名 利用料種別換 納入通知番号 第 号	
※ 利用料徴収の有無	※利用料徴収 有・無 利用料会社種 別	
備 用	1. 本許可後体質簡借借及び管理条件、回送物搬行規則及び指定管理者の指示書項を遵守のこと。 2. 利用後の整理整頓は、利用者が責任をもって行うこと。	

※体質簡利用の際は本書を添付に提示して下さい。

改正案

第3号様式(第5条関係)

体育館利用取消願

年 月 日

様

団体名 \_\_\_\_\_  
 申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_

年 月 日付許可番号第 号をもって体育館の利用許可をいただきましたが、次の理由により取消しますのでお取り計らいくださるようお願いいたします。

理 由

取 消 し の 理 由		
※ 利用料納入状況	※ 滞 付 額	※ 滞 付 該 当 条 項
円	円	規則第 条

※印は記入しないでください。

現 行



改正案

現行

第4号様式(第10条関係)

生 育 特 別 股 權 等 設 置 承 認 申 請 書

年 月 日

様

団 体 名 \_\_\_\_\_  
 申 請 者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_

記

下記のとおり特別股權について申請します。

利 用 目 的					
利 用 日 時	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分
利 用 箇 所					
披 入 日 時	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分
撤 去 日 時	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分
特 別 股 權 の 内 容					
備 考 (特 別 股 權 の 概 要 な ど)					

改正案

現行

第5号様式(第10条関係)

在青組特別配当承取書

年 月 日

接

印

年 月 日付にて申請のあった特別配当について、次のとおり許可します。

利 用 目 的	
利用許可年月日 期	年 月 日( 曜日) 許可番号 号
配 当 の 概 要	
特 別 条 件	

利用料金制度導入に伴う関係規則の整備に関する規則新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>(町営水泳プール設置及び管理条例施行規則の一部改正)</p> <p>(利用の申請)</p> <p>第2条 条例第7条第1項の規定により茅室町営水泳プール（以下「町営プール」という。）の<u>利用</u>許可を受けようとする者（以下「利用者」という。）は、その<u>利用</u>する日の2箇月前から前日までに、町営水泳プール<u>利用</u>許可申請書（第1号様式）を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 個人<u>利用</u>にあつては、前項の規定にかかわらず<u>利用</u>の当日、指定管理者に申し出て許可を受けなければならない。</p> <p>3 前項の場合は、町営水泳プール<u>利用者</u>名簿に記載して<u>利用</u>するものとする。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第3条 指定管理者は、前条第1項の規定により許可したときは、町営水泳プール<u>利用</u>許可書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。</p> <p>2 町営プールの<u>利用</u>許可を受けた者は、<u>利用</u>にあつては町営水泳プール<u>利用</u>許可書を携帯し、指定管理者の要求があつたとき直ちに提示しなければならない。</p> <p>(許可条件の変更等)</p> <p>第4条 <u>利用者</u>は、該当許可に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者に申請し許可を受けなければならない</p>	<p>(使用の申請)</p> <p>第2条 条例第7条第1項の規定により茅室町営水泳プール（以下「町営プール」という。）の<u>使用</u>許可を受けようとする者（以下「使用者」という。）は、その<u>使用</u>する日の2箇月前から前日までに、町営水泳プール<u>使用</u>許可申請書（第1号様式）を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 個人<u>使用</u>にあつては、前項の規定にかかわらず<u>使用</u>の当日、指定管理者に申し出て許可を受けなければならない。</p> <p>3 前項の場合は、町営水泳プール<u>使用者</u>名簿（第2号様式）に記載して<u>使用</u>するものとする。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第3条 指定管理者は、前条第1項の規定により許可したときは、町営水泳プール<u>使用</u>許可書（第3号様式）を申請者に交付するものとする。</p> <p>2 町営プールの<u>使用</u>許可を受けた者は、<u>使用</u>にあつては町営水泳プール<u>使用</u>許可書を携帯し、指定管理者の要求があつたとき直ちに提示しなければならない。</p> <p>(許可条件の変更等)</p> <p>第4条 <u>使用者</u>は、該当許可に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者に申請し許可を受けなければならない</p>

改正案	現行
<p>い。(利用料の納入)</p> <p>第6条 利用者は、第3条第1項の規定により、町営水泳プール利用許可書の交付を受けるときは、<u>利用料</u>を前納しなければならぬ。</p> <p>い。</p> <p>2 個人利用は当日券、回数券、<u>1か月券</u>、<u>6か月券</u>により利用するものとする。</p> <p>(利用料の減免)</p> <p>第7条 条例第9条の規定により<u>利用料</u>を減免することができる場合の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 町内の中学生以下が利用するときは、<u>個人利用料</u>及び<u>団体利用料</u>を免除するものとする。</p> <p>(2) 町外の中学生以下が利用するときは、<u>個人利用料</u>は免除し、<u>団体利用料</u>はその<u>利用料</u>の5割を減額するものとする。ただし、<u>教育目的</u>（幼稚園、保育所を含む。）で<u>利用</u>するときには、その<u>利用料</u>を免除するものとする。</p> <p>(3) 高校生が<u>利用</u>するとき、<u>個人利用料</u>及び<u>団体利用料</u>はその<u>利用料</u>の5割を減額するものとする。ただし、<u>教育目的</u>で<u>利用</u>するとき、その<u>利用料</u>を免除するものとする。</p> <p>(4) 大人との混成団体でその半数以上が町内の中学生以下の場合は<u>団体利用料</u>は、その<u>利用料</u>の5割を減額するものとする。</p> <p>(5) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する者で、身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者福祉手</p>	<p>い。(使用料の納入)</p> <p>第6条 使用者は、第3条第1項の規定により、町営水泳プール使用許可書の交付を受けるときは、<u>使用料</u>を前納しなければならぬ。</p> <p>い。</p> <p>2 個人使用は当日券（第4号様式）、<u>共通回数券</u>（第5号様式）、<u>6か月券</u>（第6号様式）により<u>使用</u>するものとする。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 条例第9条の規定により<u>使用料</u>を減免することができる場合の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 町内の中学生以下が<u>使用</u>するとき、<u>個人使用料</u>及び<u>団体使用料</u>を免除するものとする。</p> <p>(2) 町外の中学生以下が<u>使用</u>るときは、<u>個人使用料</u>は免除し、<u>団体使用料</u>はその<u>使用料</u>の5割を減額するものとする。ただし、<u>教育目的</u>（幼稚園、保育所を含む。）で<u>使用</u>するときには、その<u>使用料</u>を免除するものとする。</p> <p>(3) 高校生が<u>使用</u>するとき、<u>個人使用料</u>及び<u>団体使用料</u>はその<u>使用料</u>の5割を減額するものとする。ただし、<u>教育目的</u>で<u>使用</u>するとき、その<u>使用料</u>を免除するものとする。</p> <p>(4) 大人との混成団体でその半数以上が町内の中学生以下の場合は<u>団体使用料</u>は、その<u>使用料</u>の5割を減額するものとする。</p> <p>(5) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する者で、身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者福祉手</p>

改正案	現行
<p>帳を所持する者)が<u>利用</u>するときは、その<u>利用料</u>を免除するものとする。</p> <p>(6) 前各号に定めるもののほか、<u>指定管理者</u>が特に必要と認めるときは、その<u>利用料</u>を減免するものとする。</p> <p>(<u>利用料の還付</u>)</p> <p>第8条 条例第10条ただし書の規定により還付する<u>利用料</u>の割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>利用者</u>の責に帰することのできない理由により<u>利用不能</u>になったとき。 全額</p> <p>(2) 条例第13条第2号の規定により<u>利用許可</u>を取消したとき。 全額</p> <p>(3) <u>利用日</u>の前日までに<u>利用</u>の変更、又は取消しを申し出て<u>指定管理者</u>が相当の理由があると認めるとき。 5割</p> <p>(特別設備の許可)</p> <p>第9条 条例第12条の規定により、<u>町営プールの利用</u>にあたって特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとする者は、<u>町営水泳プール特別設備許可申請書(第3号様式)</u>を指定管理者に提出しなければならぬ。</p> <p>2 前項の申請を承認したときは、<u>町営水泳プール特別設備承認書</u></p>	<p>帳を所持する者)が<u>使用</u>するときは、その<u>使用料</u>を免除するものとする。</p> <p>(6) 前各号に定めるもののほか、<u>教育委員会(以下「委員会」という。)</u>が特に必要と認めるときは、その<u>使用料</u>を減免するものとする。</p> <p>(<u>使用料の還付</u>)</p> <p>第8条 条例第10条ただし書の規定により還付する<u>使用料</u>の割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>使用者</u>の責に帰することのできない理由により<u>使用不能</u>になったとき。 全額</p> <p>(2) 条例第13条第2号の規定により<u>使用許可</u>を取消したとき。 全額</p> <p>(3) <u>使用日</u>の前日までに<u>使用</u>の変更、又は取消しを申し出て<u>委員会</u>が相当の理由があると認めるとき。 5割</p> <p>2 前項の規定により<u>使用料</u>の還付を受けようとする者は、<u>町営水泳プール使用料還付申請書(第8号様式)</u>を<u>委員会</u>に提出しなければならぬ。</p> <p>(特別施設の許可)</p> <p>第9条 条例第12条の規定により、<u>町営プールの使用</u>にあたって特別の施設を設け、又は特殊物件を搬入しようとする者は、<u>町営水泳プール特別施設許可申請書(第9号様式)</u>を指定管理者に提出しなければならぬ。</p> <p>2 前項の申請を承認したときは、<u>町営水泳プール特別施設承認書</u></p>

改正案	現 行
<p>(第4号様式)を申請者に交付するものとする。</p> <p>(プログラム等の提出)</p> <p>第10条 町営プールを体育競技大会その他これに類する催物のため利用しようとする者は、事前にプログラム等を指定管理者に提出しなければならぬ。</p> <p>(利用者、入館者の遵守事項)</p> <p>第12条 利用者は指定管理者の指示に従い、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p>(5) 水泳プールを利用するときは、水着及び水泳帽子を着用すること。</p> <p>(6) 一略一</p> <p>(引率責任者及び付添人)</p> <p>第13条 専用利用及び団体が利用する場合は、引率責任者を1人以上必ずおき、適切な指導を行わなければならない。</p> <p>2 就学前の者が利用しようとするときは、保護者等責任ある者が付添人として同伴しなければならない。</p> <p>(販売行為等の禁止)</p> <p>第14条 利用者は町営プール又はその敷地内において、物品その他の物を販売し、又は金品の寄付募集等の行為を行い、若しくは行わせてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>(第10号様式)を申請者に交付するものとする。</p> <p>(プログラム等の提出)</p> <p>第10条 町営プールを体育競技大会その他これに類する催物のため使用しようとする者は、事前にプログラム等を指定管理者に提出しなければならぬ。</p> <p>(使用者、入館者の遵守事項)</p> <p>第12条 使用者は指定管理者の指示に従い、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p>(5) 水泳プールを使用するときは、水着及び水泳帽子を着用すること。</p> <p>(6) 一略一</p> <p>(引率責任者及び付添人)</p> <p>第13条 専用使用及び団体が使用する場合は、引率責任者を1人以上必ずおき、適切な指導を行わなければならない。</p> <p>2 就学前の者が使用しようとするときは、保護者等責任ある者が付添人として同伴しなければならない。</p> <p>(販売行為等の禁止)</p> <p>第14条 使用者は町営プール又はその敷地内において、物品その他の物を販売し、又は金品の寄付募集等の行為を行い、若しくは行わせてはならない。ただし、委員会の許可を受けたときは、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>(遊泳券の有効期間)  第15条 条例第8条に規定する別表の利用料の遊泳券の有効期間は次のとおりとする。</p> <p>(1) 一略一  (2) 回数券 発行日の属する年度の3月31日  (3) 1か月券 発行日から1か月経過する日まで。ただし、閉館期間は、<u>利用券有効期間には含まれないものとする。</u></p> <p>(4) 6か月券 発行日から6か月経過する日まで。ただし、閉館期間は、<u>利用券有効期間には含まれないものとする。</u></p> <p>(委員会による管理)  第16条 第2条から第4条及び第7条から第14条の規定は、指定管理者に代わって、委員会が町営プールの管理を行う必要が生じた場合に準用する。この場合において、「指定管理者」とあるのは「委員会」と読み替えるものとする。</p>	<p>(遊泳券の有効期間)  第15条 条例第8条に規定する別表の使用料の遊泳券の有効期間は次のとおりとする。</p> <p>(1) 一略一  (2) 共通回数券 発行日の属する年度の3月31日  (3) 6か月券 発行日から6か月経過する日まで。ただし、閉館期間は、<u>使用券有効期間には含まれないものとする。</u></p> <p>(委員会による管理)  第16条 第2条から第4条及び第9条から第12条の規定は、指定管理者に代わって、委員会が町営プールの管理を行う必要が生じた場合に準用する。この場合において、第2条、第3条第1項、第4条、第9条、第10条及び第11条中「指定管理者」とあるのは「委員会」と、第3条第2項及び第12条中「指定管理者」とあるのは「係員」と読み替えるものとする。</p> <p>様式不明</p>

改正案

現行

以下旧様式不明のため添付不可

第1号様式（第2条関係）  
許可番号 第 号

町営本泳プール利用許可申請書

生 且 且

様

団体名 \_\_\_\_\_  
申請者 氏 名 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

下記のとおり町営本泳プールの利用を申請します。

利用プールの種別	1. 種別				
利用目的 (行事名等)					
利用期間	月 日より 月 日まで	時間	日 時 分	至 時 分	迄
利用料					
専用の有無					
利用物品	有 無				
その他の					
許可	管理責任者	係長	主任	係	課長
許可					

町営本泳プール利用許可申請書



改正案

現行

第2号様式(第3条関係)  
町営住宅 貸 交

町営住宅アパート利用貸可章

年 月 日

様

印

年 月 日付で申請のあった町営住宅アパートの利用について、次のとおり許可します。

利用アパート	1. 町営アパート		
利用目的 (行 事 名 等)			
利用期間	月	日より	時 分 秒 時 分
	月	日まで	
利用料			
費用の有無			
利用備品	有 _____ 無 _____		
その他			

改正案

現行

第9号様式(第9条関係)

町営水決りール特別配償等配償承認申請書

年 月 日

様

団体名 \_\_\_\_\_  
 申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_

記  
 下記のとおりに特別配償について申請します。

利用目的	点	年	月	日	(	確日)	時	から	時	まで
利用日時	点	年	月	日	(	確日)	時	から	時	まで
利用箇所	点	年	月	日	(	確日)	時	から	時	まで
投入・配償日時	点	年	月	日	(	確日)	時	から	時	まで
撤去日時	点	年	月	日	(	確日)	時	から	時	まで
特別配償の内容										
備考(特別配償の詳図など)										

改正案

現行

第4号様式（第9条関係）

町営水泳プール特別設備等設置承認書

年 月 日  
 接  
 印

年 月 日付で申請のあった特別設備について、次のとおり許可します。

利 用 的	
利用許可年月日 <small>（受 審）</small>	年 月 日（ 曜日） 許可番号 第 号
設備の概要	
特別条件	

利用料金制度導入に伴う関係規則の整備に関する規則新旧対照表（第3条関係）

改正案	現 行
<p>(芽室町健康プラザ設置及び管理条例施行規則の一部改正)</p> <p>(利用の申請)</p> <p>第2条 条例第7条第1項の規定により芽室町健康プラザ（以下「健康プラザ」という。）の<u>利用許可</u>を受けようとする者は、その<u>利用する日</u>3箇月前から前日までに健康プラザ<u>利用許可申請書</u>（第1号様式）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>2 個人<u>利用</u>については、前項の規定にかかわらず、<u>利用の当日</u>健康プラザ管理事務所備え付けの<u>利用者名簿</u>に<u>記帳し</u>、<u>許可</u>を受けなければならない。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第3条 指定管理者は、前条第1項の規定により<u>利用</u>を許可したときは、健康プラザ<u>利用許可書</u>（第2号様式）を申請者に交付するものとする。</p> <p>2 健康プラザの<u>利用許可</u>を受けた者（以下「<u>利用者</u>」という。）は、<u>利用</u>にあたっては<u>利用許可書</u>を提示しなければならない。（許可条件の変更並びに取消し）</p> <p>第4条 <u>利用者</u>は、当該許可に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者に申請し<u>許可</u>を受けなければならない。</p> <p>2 <u>利用者</u>は、<u>利用</u>の取消しをしようとするときは、健康プラザ利</p>	<p>(使用の申請)</p> <p>第2条 条例第7条第1項の規定により芽室町健康プラザ（以下「健康プラザ」という。）の<u>使用許可</u>を受けようとする者は、その<u>使用する日</u>3箇月前から前日までに健康プラザ<u>使用許可申請書</u>（第1号様式）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>2 個人<u>使用</u>については、前項の規定にかかわらず、<u>使用の当日</u>健康プラザ管理事務所備え付けの<u>使用者名簿</u>（第2号様式）に<u>記帳し</u>、<u>許可</u>を受けなければならない。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第3条 指定管理者は、前条第1項の規定により<u>使用</u>を許可したときは、健康プラザ<u>使用許可書</u>（第3号様式）を申請者に交付するものとする。</p> <p>2 健康プラザの<u>使用許可</u>を受けた者（以下「<u>使用者</u>」という。）は、<u>使用</u>にあたっては<u>使用許可書</u>を提示しなければならない。（許可条件の変更並びに取消し）</p> <p>第4条 <u>使用者</u>は、当該許可に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者に申請し<u>許可</u>を受けなければならない。</p> <p>2 <u>使用者</u>は、<u>使用</u>の取消しをしようとするときは、健康プラザ使</p>

改正案	現行
<p>用取消し願（第3号様式）に利用許可書を添え指定管理者に提出しなければならぬ。</p> <p>（不許可の通知）</p> <p>第5条 条例第8条の規定により利用の許可をしないときは、その旨を申請者に通知するものとする。</p> <p>（利用料の納入）</p> <p>第6条 利用料は、条例第9条第2項の規定により利用許可書の交付を受けるときに利用料を納入しなければならぬ。</p> <p>2 個人利用は当日券、回数券、1か月券、6か月券により利用するものとする。</p> <p>（利用料の減免）</p> <p>第7条 条例第10条の規定により利用料を減免することができる場合の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 町内の中学生以下が利用するときは、個人利用料及び団体利用料を免除するものとする。</p> <p>(2) 町外の中学生以下が利用するときは、個人利用料は免除し、団体利用料はその利用料の5割を減額するものとする。ただし、教育目的（幼稚園、保育所を含む。）で利用するときは、その利用料を免除するものとする。</p> <p>(3) 高校生が利用するときは、個人利用料及び団体利用料はその利用料の5割を減額するものとする。ただし、教育目的で利用するときは、その利用料を免除するものとする。</p> <p>(4) 大人との混成団体でその半数以上が町内の中学生以下の場</p>	<p>用取消し願（第4号様式）に使用許可書を添え指定管理者に提出しなければならぬ。</p> <p>（不許可の通知）</p> <p>第5条 条例第8条の規定により使用の許可をしないときは、その旨を申請者に通知するものとする。</p> <p>（使用料の納入）</p> <p>第6条 使用料は、条例第9条第2項の規定により使用許可書の交付を受けるときに使用料を納入しなければならぬ。</p> <p>2 個人使用料当日券（第5号様式）、6か月券（第6号様式）により使用するものとする。</p> <p>（使用料の減免）</p> <p>第7条 条例第10条の規定により使用料を減免することができる場合の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 町内の中学生以下が使用するとき、個人使用料及び団体使用料を免除するものとする。</p> <p>(2) 町外の中学生以下が使用するとき、個人使用料は免除し、団体使用料はその使用料の5割を減額するものとする。ただし、教育目的（幼稚園、保育所を含む。）で使用するとき、その使用料を免除するものとする。</p> <p>(3) 高校生が使用するとき、個人使用料及び団体使用料はその使用料の5割を減額するものとする。ただし、教育目的で使用するときは、その使用料を免除するものとする。</p> <p>(4) 大人との混成団体でその半数以上が町内の中学生以下の場</p>

改正案	現行
<p>合の団体利用料は、その利用料の5割を減額するものとする。</p> <p>(5) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する者で、身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者福祉手帳を所持する者）が利用するときは、その利用料を免除するものとする。</p> <p>(6) ゲートボール競技で利用するときは、その利用料を免除するものとする。</p> <p>(7) 前各号に定めるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるときは、その利用料を減免するものとする。</p> <p>(利用料の還付)</p> <p>第8条 条例第11条ただし書の規定により還付する利用料の割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 利用者の責に帰すことのできない理由により利用不能になったとき 全額</p> <p>(2) 条例第14条第3号の規定により利用許可を取消したとき 全額</p> <p>(3) 利用日の前日までに利用の変更又は取り消しを申し出て指定管理者が相当の理由があると認めるとき 5割</p>	<p>合の団体使用料は、その使用料の5割を減額するものとする。</p> <p>(5) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する者で、身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者福祉手帳を所持する者）が使用するときは、その使用料を免除するものとする。</p> <p>(6) ゲートボール競技で使用するときは、その使用料を免除するものとする。</p> <p>(7) 前各号に定めるもののほか、教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要と認めるときは、その使用料を減免するものとする。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第8条 条例第11条ただし書の規定により還付する使用料の割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用者の責に帰すことのできない理由により使用不能になったとき 全額</p> <p>(2) 条例第14条第3号の規定により使用許可を取消したとき 全額</p> <p>(3) 使用日の前日までに使用の変更又は取り消しを申し出て委員会が相当の理由があると認めるとき 5割</p> <p>2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、健康づくりが使用料還付申請書（第7号様式）を、委員会に提出しなければならない。</p>

改正案	現 行
<p>(特別設備の承認)</p> <p>第9条 条例第13条に規定する特別の施設、設備を設け、又は特別物件を搬入しようとする者は、健康プラザが特別設備等設置承認申請書(第4号様式)を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請を承認したときは、健康プラザが特別設備等設置承認書(第5号様式)を申請者に交付するものとする。</p> <p>(プログラム等の提出)</p> <p>第10条 スポーツ競技大会その他催物のために利用許可を受けた者は、事前にプログラム等を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>(利用者、入館者の遵守事項)</p> <p>第11条 利用者は、指定管理者の指示に従い、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 利用許可を受けた設備以外は利用しないこと。</p> <p>(2)と(3) 一略</p> <p>(4) 利用後は、利用した物件は所定の場所に戻し、必ず指定管理者の点検を受けること。</p> <p>(5)～(11) 一略</p> <p>(損害賠償の免責)</p> <p>第12条 利用者が条例第14条の規定により健康プラザの利用等の許可を取り消され、又は利用等を制限されたため損害を受けることがあっても、町及び指定管理者はその損害を賠償する責任を負わない。</p>	<p>(特別設備の承認)</p> <p>第9条 条例第13条に規定する特別の施設、設備を設け、又は特別物件を搬入しようとする者は、健康プラザが特別設備等設置承認申請書(第8号様式)を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請を承認したときは、健康プラザが特別設備等設置承認書(第9号様式)を申請者に交付するものとする。</p> <p>(プログラム等の提出)</p> <p>第10条 スポーツ競技大会その他催物のために使用許可を受けた者は、事前にプログラム等を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>(使用者、入館者の遵守事項)</p> <p>第11条 使用者は、指定管理者の指示に従い、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 使用許可を受けた設備以外は使用しないこと。</p> <p>(2)と(3) 一略</p> <p>(4) 使用後は、使用した物件は所定の場所に戻し、必ず指定管理者の点検を受けること。</p> <p>(5)～(11) 一略</p> <p>(損害賠償の免責)</p> <p>第12条 使用者が条例第14条の規定により健康プラザの使用等の許可を取り消され、又は使用等を制限されたため損害を受けることがあっても、町及び指定管理者はその損害を賠償する責任を負わない。</p>

改正案	現行
<p>(利用券の有効期間)</p> <p>第14条 条例第9条に規定する別表の利用料の利用券の有効期間は次のとおりとする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) <u>回数券 発行日の属する年度の3月31日</u></p> <p>(3) <u>1か月券 発行日から1か月経過する日まで</u></p> <p>(4) <u>6か月券 発行日から6か月経過する日まで</u></p> <p>(委員会による管理)</p> <p>第15条 第2条から第4条及び第7条から第12条の規定は、指定管理者に代わって、委員会が健康プラザの管理を行う必要が生じた場合に準用する。この場合において、「指定管理者」とあるのは「委員会」と読み替えるものとする。</p>	<p>(利用券の有効期間)</p> <p>第14条 条例第9条に規定する別表の利用料の利用券の有効期間は次のとおりとする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) <u>6か月券 発行日から6か月経過する日まで</u></p> <p>(委員会による管理)</p> <p>第15条 第2条から第4条及び第8条から第11条の規定は、指定管理者に代わって、委員会が健康プラザの管理を行う必要が生じた場合に準用する。この場合において、第2条から第4条、第9条及び第10条中「指定管理者」とあるのは「委員会」と、第11条中「指定管理者」とあるのは「係員」と、第12条中「町及び指定管理者」とあるのは「町」と読み替えるものとする。</p>



# 改正案

第1号様式(第2条関係)  
許可番号 第 号

健康プラザが利用許可申請書

年 月 日

様

団体名  
申請者 住所  
氏名

下記のとおり健康プラザの利用を申請します。

利用目的					入場料
					有・無
利用日時	自 年 月 日( 曜日) 時から 時まで	至 年 月 日( 曜日) 時から 時まで			
利用内容	1. アマチュースポーツ 2. その他の催物 (1) 営利を目的とする (2) 営利を目的としない				
利用施設	1. アリーナ(全面、2/3面、1/2面、1/3面) 2. 研修室				
特別施設	1. 有 2. 無	利用予定人員	合計	人	選手 人 関係者 人
利用備品					
利用責任者	住所 氏名	電話			
※ 利用料	※利用料減免 有・無 利用料額内訳				利用料合計額 円
適用	1. 非営利健康プラザが設置及び管理条例、同条例施行規則及び指定管理者の指示事項を遵守のこと。 2. 利用後の整理整頓は、利用者(または管理者)が行うこと。				

※印は記入しないで下さい。

# 現行

許可番号 第 号

健康プラザが使用許可申請書

年 月 日

様

団体名  
申請者 住所  
氏名

下記のとおり健康プラザの使用を申請します。

使用目的					入場料
					有・無
使用日時	自 年 月 日( 曜日) 時から 時まで	至 年 月 日( 曜日) 時から 時まで			
使用内容	1. アマチュースポーツ 2. その他の催物 (1) 営利を目的とする (2) 営利を目的としない				
使用施設	1. アリーナ(全面、2/3面、1/2面、1/3面) 2. 研修室				
特別施設	1. 有 2. 無	使用予定人員	合計	人	選手 人 関係者 人
使用備品					
使用責任者	住所 氏名	電話			
※ 使用料	※使用料減免 有・無 使用料額内訳				使用料合計額 円
適用	1. 非営利健康プラザが設置及び管理条例、同施行規則及び指定管理者の指示事項を遵守のこと。 2. 使用後の整理整頓は、使用者が行うこと。				

※印は記入しないで下さい。

改正案

現行

表2-3 様式(第2条関係)

月日	氏名	性別	区名	住所	投票区	投票方法	投票時間	投票所
					小・中・高教生 二教(投票区)	町内 町外	日 時 分 至 時 分	アトビール パークゴルフ アークエリー サウザン テニス アトビール 野球場 5の場( )
					小・中・高教生 二教(投票区)	町内 町外	日 時 分 至 時 分	アトビール パークゴルフ アークエリー サウザン テニス アトビール 野球場 5の場( )
					小・中・高教生 二教(投票区)	町内 町外	日 時 分 至 時 分	アトビール パークゴルフ アークエリー サウザン テニス アトビール 野球場 5の場( )
					小・中・高教生 二教(投票区)	町内 町外	日 時 分 至 時 分	アトビール パークゴルフ アークエリー サウザン テニス アトビール 野球場 5の場( )
					小・中・高教生 二教(投票区)	町内 町外	日 時 分 至 時 分	アトビール パークゴルフ アークエリー サウザン テニス アトビール 野球場 5の場( )
					小・中・高教生 二教(投票区)	町内 町外	日 時 分 至 時 分	アトビール パークゴルフ アークエリー サウザン テニス アトビール 野球場 5の場( )
					小・中・高教生 二教(投票区)	町内 町外	日 時 分 至 時 分	アトビール パークゴルフ アークエリー サウザン テニス アトビール 野球場 5の場( )
					小・中・高教生 二教(投票区)	町内 町外	日 時 分 至 時 分	アトビール パークゴルフ アークエリー サウザン テニス アトビール 野球場 5の場( )
					小・中・高教生 二教(投票区)	町内 町外	日 時 分 至 時 分	アトビール パークゴルフ アークエリー サウザン テニス アトビール 野球場 5の場( )
					小・中・高教生 二教(投票区)	町内 町外	日 時 分 至 時 分	アトビール パークゴルフ アークエリー サウザン テニス アトビール 野球場 5の場( )
					小・中・高教生 二教(投票区)	町内 町外	日 時 分 至 時 分	アトビール パークゴルフ アークエリー サウザン テニス アトビール 野球場 5の場( )
					小・中・高教生 二教(投票区)	町内 町外	日 時 分 至 時 分	アトビール パークゴルフ アークエリー サウザン テニス アトビール 野球場 5の場( )

※ 区分、居住地、投票区は、投票区長事務連絡協議会(TEL:042-251-1111)による。

改正案

現行

健康プラザ団体使用者名簿

1 使用団体名	
2 使用責任者	
3 使用日時	月 日 時 分 まで 時 分
4 競技種目	
5 使用面積	全面 2/3面 1/3面
6 使用人数	二 名 高校生 名 小・中学生 名 合 計 名

# 改正案

第2号様式(第3条関係)  
許可番号 第 号

健康プラザ利用許可書

年 月 日

様

印

年 月 日付けで申請のあった健康プラザの利用について、次のおお評可します。

利用目的	入場料		有・無
利用日時	自 年 月 日( 曜日) 時から 時まで 至 年 月 日( 曜日) 時から 時まで		
利用内容	1. アマチュアスポーツ 2. その他の催物 (1) 営利を目的としない (2) 営利を目的としない		
利用施設	1. アリーナ(全面、2/3面、1/2面、1/3面) 2. 研修室		
特別施設	1. 有 2. 無	利用予定人員	合計 人 { 選手 人 関係者 人 }
利用備品			
利用責任者	住所 氏名	電話	
※ 利用料	※利用料減免 有・無 利用料積算内訳		
用 途	利用料合計額		円
	1. 邦至町健康プラザ設置及び管理条例、同条例施行規則及び指定管理者の指示事項を遵守のこと。 2. 利用後の整理整頓は、利用者が責任をもって行うこと。		

※健康プラザ利用の際は本表を提示して下さい。

# 現 行

第3号様式(第3条関係)  
許可番号 第 号

健康プラザ使用許可書

年 月 日

様

印

年 月 日付けで申請のあった健康プラザの使用について、次のおお評可します。

使用目的	入場料		有・無
使用日時	自 年 月 日( 曜日) 時から 時まで 至 年 月 日( 曜日) 時から 時まで		
使用内容	1. アマチュアスポーツ 2. その他の催物 (1) 営利を目的とする (2) 営利を目的としない		
使用施設	1. アリーナ(全面、2/3面、1/2面、1/3面) 2. 研修室		
特別施設	1. 有 2. 無	使用予定人員	合計 人 { 選手 人 関係者 人 }
使用備品			
使用責任者	住所 氏名	電話	
※ 使用料	※使用料減免 有・無 使用料積算内訳		
用 途	使用料合計額		円
	1. 邦至町健康プラザ設置及び管理条例、同施行規則及び指定管理者の指示事項を遵守のこと。 2. 使用後の整理整頓は、使用者が責任をもって行うこと。		

※健康プラザ使用の際は本表を提示して下さい。

# 改正案

第3号様式(第4条関係)

健康プラザ利用取消願

年 月 日

様

団体名 \_\_\_\_\_  
 申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_

年 月 日付許可番号第 号をもって健康プラザの利用許可をいただきましたが、次の理由により取消しますのでお取り計らいくださるようお願いいたします。

記

取 消 し の 理 由	
※ 利用料納入状況	※選 付 額 選 付 該 当 条 項
会費利用料 円	規 則 第 条
	円

※印は記入しないでください。

# 現 行

第4号様式(第4条関係)

健康プラザ使用取消願

年 月 日

様

団体名 \_\_\_\_\_  
 申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_

年 月 日付許可番号第 号をもって健康プラザの使用許可をいただきましたが、次の理由により取り消しますのでお取り計らいくださるようお願いいたします。

記

取 消 の 理 由	
※ 使用料納入状況	※選 付 額 選 付 該 当 条 項
会費使用料 円	規 則 第 条
暖 房 料 円	
社 費 円	

※印は記入しないでください。

改正案

現行

第5号様式(第6条関係)

年 月 日

№

健康プラザ入場券

1000円

茅渚町健康プラザ

改正案

現行

第6号様式(第6条関係)

表

健康プラザが6か月券 No. \_\_\_\_\_  
使用承認番号 第 2, 5 0 0 二 \_\_\_\_\_

有効期限 年 月 日 まで有効

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
発行者 \_\_\_\_\_

顔写真 2.5×3.0

受領印

裏

注意事項

1. 入館の際は、必ずこの使用券を受付に持参してください。
2. この使用券は、記名の本人に限り使用することができます。
3. 係員の指示事項を厳守して下さい。
4. 使用後の整理整頓はすべて使用者が行なってください。
5. 使用規則等に違反した場合は、この使用券を回収いたします。
6. 領取印の無いものは無効です。
7. 紛失・盗損の場合は健康プラザへお届ください。
8. この券は、払い戻し、又は譲渡との交換はいたしません。
9. この券は、非営利健康プラザでのみ使用することができます。

改正案

現行

第4号様式(第9条関係)

株主プラザ等特別設備等股票受取申請書

年 月 日

様

団体名 \_\_\_\_\_  
 申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_

起  
 下記のとおりに特別設備について申請します。

利 用 目 的	
利 用 日 時	年 月 日( 曜日) 時から 時まで 年 月 日( 曜日) 時から 時まで
利 用 額 所	
購入・取得日時 撤 去 日 時	年 月 日( 曜日) 時から 時まで 年 月 日( 曜日) 時から 時まで 年 月 日( 曜日) 時から 時まで 年 月 日( 曜日) 時から 時まで
特別設備の内容	
備 考 (特別設備の設置など)	



# 改正案

第5号様式(第9条関係)

健康プラザ特別設備等設置承認書

年 月 日

様

印

年 月 日付で申請のあった特別設備について、次のとおり許可します。

利 用 目 的	
利用許可年月日 番 号	年 月 日( 曜日) 許可番号 第 号
設 備 の 概 要	
特 別 条 件	

# 現 行

第9号様式(第9条関係)

敷 地 数	敷 地 数	敷 地 数	敷 地 数	敷 地 数	敷 地 数	敷 地 数	敷 地 数	敷 地 数	敷 地 数

健康プラザ特別設備等設置承認書

平成 年 月 日

様

茅渚町教育委員会

平成 年 月 日付で申請のあった健康プラザ使用に係る特別設備等の設置について、次のとおり承認します。

記

行 事 名	
使用許可年月日・番号	平成 年 月 日 許可番号 第 号
設 備 の 概 要	
特 別 条 件	

利用料金制度導入に伴う関係規則の整備に関する規則新旧対照表（第4条関係）

改正案	現行
<p>(<u>利用</u>の申請)</p> <p>第3条 条例第4条第1項の規定によりサッカー場の<u>利用</u>許可を受けようとする者は、その<u>利用</u>する日の3箇月前から前日までに<u>体育施設利用許可申請書</u>（第1号様式）を指定管理者に提出しなければならぬ。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>(<u>利用</u>の許可)</p> <p>第4条 指定管理者は、前条の規定により<u>利用</u>を許可したときは、<u>体育施設利用許可書</u>（第2号様式。以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。</p> <p>2 サッカー場の<u>利用</u>許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、<u>利用</u>にあたっては許可書を携帯し、指定管理者の要求があったとき直ちに提示しなければならぬ。</p> <p>(許可条件の変更等)</p> <p>第5条 <u>利用者</u>は、当該許可に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者に申請し許可を受けなければならぬ。</p> <p>(<u>利用</u>期間の制限)</p> <p>第6条 <u>利用</u>団体がサッカー場を<u>利用</u>する場合は、引続き2日を超えることができない。</p>	<p>(<u>使用</u>の申請)</p> <p>第3条 条例第4条第1項の規定によりサッカー場の<u>使用</u>許可を受けようとする者は、その<u>使用</u>する日の3箇月前から前日までに<u>サッカー場使用許可申請書</u>（第1号様式）を指定管理者に提出しなければならぬ。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>(<u>使用</u>の許可)</p> <p>第4条 指定管理者は、前条の規定により<u>使用</u>を許可したときは、<u>サッカー場使用許可書</u>（第2号様式。以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。</p> <p>2 サッカー場の<u>使用</u>許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、<u>使用</u>にあたっては許可書を携帯し、指定管理者の要求があったとき直ちに提示しなければならぬ。</p> <p>(許可条件の変更等)</p> <p>第5条 <u>使用者</u>は、当該許可に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者に申請し許可を受けなければならぬ。</p> <p>(<u>使用</u>期間の制限)</p> <p>第6条 <u>使用</u>団体がサッカー場を<u>使用</u>する場合は、引続き2日を超えることができない。</p>

改正案	現 行
<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>指定管理者</u>が特別の理由があると認められたときは、その期間を延長することができる。</p> <p>3 <u>利用者</u>は、<u>利用</u>の取消しをしようとするときは、サッカー場<u>利用</u>取消願（第3号様式）に許可書を添え指定管理者に提出しなければならぬ。</p> <p>（不許可の通知）</p> <p>第7条 条例第5条の規定により<u>利用</u>の許可をしないときは、その旨を申請者に通知するものとする。</p> <p>（<u>利用料</u>の納入）</p> <p>第8条 <u>利用者</u>は、条例第6条第2項の規定により、許可書の交付を受けるときに<u>利用料</u>を納入しなければならぬ。</p> <p>（<u>利用料</u>の減免）</p> <p>第9条 条例第7条の規定により<u>利用料</u>を減免することができる場合の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 町内の中学生以下が<u>利用</u>するときは、<u>利用料</u>を免除するものとする。</p> <p>(2) 町外の中学生以下が<u>利用</u>するときは、<u>利用料</u>の5割を減額するものとする。ただし、教育目的（幼稚園、保育所を含む。）で<u>利用</u>するときは、その<u>利用料</u>を免除するものとする。</p> <p>(3) 高校生が<u>利用</u>するときは、<u>利用料</u>の5割を減額するものとする。ただし、教育目的で<u>利用</u>するときは、その<u>利用料</u>を免除するものとする。</p> <p>(4) 大人との混成団体でその半数以上が町内の中学生以下の場</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>委員会</u>が特別の理由があると認められたときは、その期間を延長することができる。</p> <p>3 <u>使用者</u>は、<u>使用</u>の取消しをしようとするときは、サッカー場<u>使用</u>取消願（第3号様式）に許可書を添え指定管理者に提出しなければならぬ。</p> <p>（不許可の通知）</p> <p>第7条 条例第5条の規定により<u>使用</u>の許可をしないときは、その旨を申請者に通知するものとする。</p> <p>（<u>使用料</u>の納入）</p> <p>第8条 <u>使用者</u>は、条例第6条第2項の規定により、許可書の交付を受けるときに<u>使用料</u>を納入しなければならぬ。</p> <p>（<u>使用料</u>の減免）</p> <p>第9条 条例第7条の規定により<u>使用料</u>を減免することができる場合の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 町内の中学生以下が<u>使用</u>するときは、<u>使用料</u>を免除するものとする。</p> <p>(2) 町外の中学生以下が<u>使用</u>するときは、<u>使用料</u>の5割を減額するものとする。ただし、教育目的（幼稚園、保育所を含む。）で<u>使用</u>するときは、その<u>使用料</u>を免除するものとする。</p> <p>(3) 高校生が<u>使用</u>するときは、<u>使用料</u>の5割を減額するものとする。ただし、教育目的で<u>使用</u>するときは、その<u>使用料</u>を免除するものとする。</p> <p>(4) 大人との混成団体でその半数以上が町内の中学生以下の場</p>

改正案	現行
<p>合の<u>利用料</u>は、その<u>利用料</u>の5割を減額するものとする。</p> <p>(5) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する者で、身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者福祉手帳を所持する者）が<u>利用</u>するときは、その<u>利用料</u>を免除するものとする。</p> <p>(6) 前各号に定めるもののほか、<u>指定管理者</u>が特に必要と認めるときは、その<u>利用料</u>を減免するものとする。</p> <p>(<u>利用料</u>の還付)</p> <p>第10条 条例第8条ただし書の規定により還付する<u>利用料</u>の割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>利用者</u>の責に帰することのできない理由により<u>利用不能</u>になったとき 全額</p> <p>(2) 条例第11条第3号の規定により<u>利用許可</u>を取消したとき 全額</p> <p>(3) <u>利用日</u>の前日までに<u>利用</u>の変更又は取消しを申し出て<u>指定管理者</u>が相当の理由があると認めるとき 5割</p> <p>(特別設備の承認)</p> <p>第11条 条例第10条に規定する特別の施設、設備を設け、又は特別物件を搬入しようとする者は、サッカー場特別設備等設置承認申請書（第4号様式）を指定管理者に提出しなければならない。</p>	<p>合の<u>使用料</u>は、その<u>使用料</u>の5割を減額するものとする。</p> <p>(5) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する者で、身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者福祉手帳を所持する者）が<u>使用</u>するときは、その<u>使用料</u>を免除するものとする。</p> <p>(6) 前各号に定めるもののほか、<u>委員会</u>が特に必要と認めるときは、その<u>使用料</u>を減免するものとする。</p> <p>(<u>使用料</u>の還付)</p> <p>第10条 条例第8条ただし書の規定により還付する<u>使用料</u>の割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>使用者</u>の責に帰することのできない理由により<u>使用不能</u>になったとき 全額</p> <p>(2) 条例第11条第3号の規定により<u>使用許可</u>を取消したとき 全額</p> <p>(3) <u>使用日</u>の前日までに<u>使用</u>の変更又は取消しを申し出て<u>委員会</u>が相当の理由があると認めるとき 5割</p> <p>2 前項の規定により<u>使用料</u>の還付を受けようとする者は、サッカー場<u>使用料</u>還付申請書（第4号様式）を委員会に提出しなければならない。</p> <p>(特別設備の承認)</p> <p>第11条 条例第10条に規定する特別の施設、設備を設け、又は特別物件を搬入しようとする者は、サッカー場特別設備等設置承認申請書（第5号様式）を指定管理者に提出しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>2 前項の申請を承認したときは、サッカー場特別設備等設置承認書(第5号様式)を申請者に交付するものとする。</p> <p>(プログラム等の提出)</p> <p>第11条の2 サッカー場を体育競技大会その他これに類する催物のために利用しようとする者は、事前にプログラム等を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>(指定管理者の立入)</p> <p>第12条 指定管理者は、サッカー場管理に必要があると認めるときは、利用場所に立ち入ることができる。</p> <p>(利用者、入場者の遵守事項)</p> <p>第13条 利用者又は入場者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 利用許可を受けた施設設備以外は<u>利用</u>しないこと。</p> <p>(2)～(10) 一略一</p> <p>(損害賠償の免責)</p> <p>第14条 利用者が条例第11条の規定によりサッカー場の利用等の許可を取り消され、又は<u>利用</u>等を制限されたため損害を受けることがあっても、町及び指定管理者はその損害を賠償する責任を負わない。</p> <p>(委員会による管理)</p> <p>第15条の2 第3条から第6条及び第9条から第14条までの規定は、指定管理者に代わって、委員会がサッカー場の管理を行う必要が生じた場合に準用する。この場合において、「指定管理者」</p>	<p>2 前項の申請を承認したときは、サッカー場特別設備等設置承認書(第6号様式)を申請者に交付するものとする。</p> <p>(プログラム等の提出)</p> <p>第11条の2 サッカー場を体育競技大会その他これに類する催物のために<u>使用</u>しようとする者は、事前にプログラム等を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>(指定管理者の立入)</p> <p>第12条 指定管理者は、サッカー場管理に必要があると認めるときは、<u>使用</u>場所に立ち入ることができる。</p> <p>(使用者、入場者の遵守事項)</p> <p>第13条 <u>使用者</u>又は入場者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) <u>使用</u>許可を受けた施設設備以外は<u>使用</u>しないこと。</p> <p>(2)～(10) 一略一</p> <p>(損害賠償の免責)</p> <p>第14条 <u>使用者</u>が条例第11条の規定によりサッカー場の使用等の許可を取り消され、又は<u>使用</u>等を制限されたため損害を受けることがあっても、町及び指定管理者はその損害を賠償する責任を負わない。</p> <p>(委員会による管理)</p> <p>第15条の2 第3条から第5条まで及び第11条から前条までの規定は、指定管理者に代わって、委員会がサッカー場の管理を行う必要が生じた場合に準用する。この場合において、第3条、第4条</p>

改正案	現行
<p>とあるのは「委員会」と読み替えるものとする。</p>	<p>第1項、第5条、第6条第3項、第11条及び第11条の2中「指定管理者」とあるのは「委員会」と、第4条第2項及び第13条中「指定管理者」とあるのは「係員」と、第12条の見出し中「指定管理者」とあるのは「係員」と、同条中「指定管理者」とあるのは「委員会」と、「立ち入る」とあるのは「係員を立ち入らせる」と、前条中「町及び指定管理者」とあるのは「町」と読み替えるものとする。</p> <p>様式不明</p>

改正案

現行

旧様式不明につき添付不可

第1号様式(第3条関係)  
許可番号 第 号

体育施設利用許可申請書

年 月 日

様

団体名 \_\_\_\_\_  
申請先住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

下記のとおり体育施設の利用を申請します。

利用施設名	1. 野球場 2. 茅渚町サッカー場 3. 西運動公園広場 4. 庭球場(A, B, 壁打) 5. 運動広場(東側・西側) 6. 障害目的運動広場(ア・チエリー場・ソフトボール場) 7. 東公園運動広場(東側・西側) 8. 南公園庭球場(A, B, C, D, E, F)	
利用日時	自 年 月 日(曜日) 時から 時まで 至 年 月 日(曜日) 時から 時まで	
利用内容	1. 練習のため 2. 大会のため( )	
特別施設	1. 有 2. 無	利用予定人員 △ (小学生 △ 中学生 △ 高校生 △ 一般 △)
利用責任者	生 所 氏名	
入替料徴収の有無	1. 有 2. 無	
利用料	1. 利用料徴収の有無(有・無) 2. 利用料金 円( )	
備 考	1. 茅渚町都市公園条例、茅渚町サッカー新設種及び管理条例、同条例施行規則及び指定管理者の指示事項を厳守のこと。 2. 利用後の整理整頓は、利用者が責任をもって行うこと。	

現 行

改正案

第2号様式(第4条関係)  
許可番号 第 号

体育施設利用許可證

年 月 日

線

租

年 月 日付で申請のあった体育施設の利用について、次のとおり許可します。

利用施設名	1. 野 球 場 2. 茅渚町サッカー場 3. 西運動公園広場 4. 庭球場 (A, B, 壁打) 5. 運動広場 (東側・西側) 6. 南各目的運動広場 (アーチェリー場・ソフトボール場) 7. 南公園運動広場 (東側・西側) 8. 南公園陸球場 (A, B, C, D, E, F)	
利用日時	年 月 日( 曜日) 時から 時まで 至 年 月 日( 曜日) 時から 時まで	
利用内容	1.練習のため 2.大会のため( )	
施設施設	1.有 2.無	利用予定人数 (小学生 △ 中学生 △ 高校生 △ 一般 △)
利用責任者	住 所 氏 名	
入場料徴収の有無	1.有 2.無	
利用料	1.利用料徴収の有無(有・無) 2.利用料金 円( )	
備 考	1.茅渚町市公園条例、茅渚町サッカー施設及び管理条例、同条例施行規則及び指定管理者の指示事項を厳守のこと。 2.利用後の整理整頓は、利用者が責任をもって行うこと。	



改正案

現行

様式3号様式(第6条関係)

インターネット利用取消願

年 月 日

様

団体名 \_\_\_\_\_  
 申請者 姓 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_

年 月 日付許可番号 号をもってインターネットの利用許可をいたさ  
 ましたが、次の理由により取消しますのでお取り計らいくださるようお願いいたしま  
 す。

記

取 消 し の 理 由	
-	
※ 利用料納入状況	※ 選 付 額
会費利用料 日	選 付 額 条 項
	規則第 条
	日

※印は記入しないでください。

現 行

改正案

第4号様式(第11条関係)

サツカ一帯特別設備等設置承認申請書

年 月 日

様

国名 \_\_\_\_\_  
 申請者 生 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_

記  
 下記のとおり特別設備について申請します。

利 用 目 的					
利 用 日 時	自 年 月 日( 曜日)	自 年 月 日( 曜日)	時 分 秒 時 分 秒	時 分 秒 時 分 秒	時 分 秒 時 分 秒
利 用 費 所					
撤 去 日 時	自 年 月 日( 曜日)	自 年 月 日( 曜日)	時 分 秒 時 分 秒	時 分 秒 時 分 秒	時 分 秒 時 分 秒
特別設備の内装					
備 考 (特別施設の断面など)					

現 行

改正案

第5号様式(第11条関係)

サシカン一揚特別股優待承継登記簿

年 月 日

様

印

年 月 日付で申請のあった特別股優待について、次のとおり許可します。

利 用 目 的	年 月 日	年 月 日( 確日)	許可番号	委 員
特別股優待				
特 別 条 件				

利用料金制度導入に伴う関係規則の整備に関する規則新旧対照表（第5条関係）

改正案	現行
<p>(芽室町都市公園条例施行規則の一部改正)</p> <p>(許可申請書)</p> <p>第2条 一略一 2～4 一略一</p> <p>5 条例第8条の2の有料公園施設利用の許可を受けようとする者は、その利用する日の3箇月前から前日までに体育施設利用許可申請書(第8号様式)を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>6 一略一</p> <p>(利用料の減免)</p> <p>第5条 条例第10条第3項の規定により利用料を減免することができる場合は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 町内の中学生以下が利用するときは、個人利用料及び団体利用料を免除するものとする。</p> <p>(2) 町外の中学生以下が利用するときは、個人利用料は免除し、団体利用料はその利用料の5割を減額するものとする。ただし、教育目的(幼稚園、保育所を含む。)で利用するときは、その利用料を免除するものとする。</p> <p>(3) 高校生が利用するときは、個人利用料及び団体利用料はその利用料の5割を減額するものとする。ただし、教育目的で利用するときは、その利用料を免除するものとする。</p> <p>(4) 大人との混成団体でその半数以上が町内の中学生以下の場</p>	<p>(許可申請書)</p> <p>第2条 一略一 2～4 一略一</p> <p>5 条例第8条の2の有料公園施設使用の許可を受けようとする者は、その使用する日の3箇月前から前日までに体育施設使用許可申請書(第8号様式)を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>6 一略一</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 条例第10条第3項の規定により使用料を減免することができる場合は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 町内の中学生以下が使用するときは、個人使用料及び団体使用料を免除するものとする。</p> <p>(2) 町外の中学生以下が使用するときは、個人使用料は免除し、団体使用料はその使用料の5割を減額するものとする。ただし、教育目的(幼稚園、保育所を含む。)で使用するときはその使用料を免除するものとする。</p> <p>(3) 高校生が使用するときは、個人使用料及び団体使用料はその使用料の5割を減額するものとする。ただし、教育目的で使用するときは、その使用料を免除するものとする。</p> <p>(4) 大人との混成団体でその半数以上が町内の中学生以下の場</p>

改正案	現行
<p>合の団体利用料は、その利用料の5割を減額するものとする。</p> <p>(5) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する者で、身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者福祉手帳を所持する者）が利用するときは、その利用料を免除するものとする。</p> <p>(6) 前各号に定めるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるときは、その利用料を減免するものとする。</p> <p>(使用料及び利用料の返還)</p> <p>第6条 条例第12条ただし書の規定により使用料及び利用料の全部若しくは一部を返還する場合は、おおむね次の各号の一に該当する場合とする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 天災その他公園を使用及び利用する者の責によらない理由により使用及び利用又は占有できなくなった場合</p> <p>(3) 公園を使用及び利用しようとする者が、使用及び利用又は占有の開始前5日までに許可若しくは申込みの取消し又は変更を申し出た場合</p> <p>(管理の委任)</p> <p>第8条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により次の各号の公園施設の管理及び利用料の徴収に関することを、芽室町教育委員会に委任する。ただし、条例第2条の2の規定により、当該有料公園施設の管理を指定管理者が行う場合はこの限りでない。</p>	<p>合の団体使用料は、その使用料の5割を減額するものとする。</p> <p>(5) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する者で、身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者福祉手帳を所持する者）が使用するときは、その使用料を免除するものとする。</p> <p>(6) 前各号に定めるもののほか、町長が特に必要と認めるときは、その使用料を減免するものとする。</p> <p>(使用料の返還)</p> <p>第6条 条例第12条ただし書の規定により使用料の全部若しくは一部を返還する場合は、おおむね次の各号の一に該当する場合とする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 天災その他公園を使用する者の責によらない理由により使用又は占有できなくなった場合</p> <p>(3) 公園を使用しようとする者が、使用又は占有の開始前5日までに許可若しくは申込みの取消し又は変更を申し出た場合</p> <p>(管理の委任)</p> <p>第8条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により次の各号の公園施設の管理及び使用料の徴収に関することを、芽室町教育委員会に委任する。ただし、条例第2条の2の規定により、当該有料公園施設の管理を指定管理者が行う場合はこの限りでない。</p>

改正案	現行
<p>(1)～(11) 一略一 (町長による管理)</p> <p>第9条 第2条第5項及び第5条第6号の規定は、指定管理者に代わって町長が有料公園施設の管理を行う必要が生じた場合に準用する。この場合において、「指定管理者」とあるのは「町長」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(1)～(11) 一略一 (町長による管理)</p> <p>第9条 第2条第5項の規定は、指定管理者に代わって町長が有料公園施設の管理を行う必要が生じた場合に準用する。この場合において、「指定管理者」とあるのは「町長」と読み替えるものとする。</p> <p>様式不明</p>

改正案

現行

旧様式不明のため添付不可

第8号様式(第2条関係)  
許可証登録番号

体育施設利用許可申請書

年月日

様

団体名 \_\_\_\_\_  
申請者住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

下記のとおり体育施設の利用を申請します。

利用施設名	1. 野球場 2. 茅ヶ崎サッカー場 3. 西運動公園広場 4. 庭球場(A, B, 發打) 5. 運動広場(東側・西側) 6. 南多目的運動広場(フニエリ一帯・ソフトボール場) 7. 南公園運動広場(東側・西側) 8. 南公園陸球場(A, B, C, D, E, F)	
利用日時	自 年 月 日( 曜日) 時から 時まで 至 年 月 日( 曜日) 時から 時まで	
利用内容	1. 練習のため 2. 大会のため ( )	
特別施設	1. 有 2. 無	利用予定人員 ( ) 小学生 △ 中学生 △ 高校生 △ 一般 △
利用責任者	住所 _____ 電話番号 _____	氏名 _____
入場料徴収の有無	1. 有 2. 無	
利用料	1. 利用料徴収の有無(有・無) 2. 利用料金 円 ( )	
備 考	1. 茅ヶ崎町都市公園条例、茅ヶ崎町サッカー場設置及び管理条例、同条例施行規則及び指定管理者の指定事項を遵守すること。 2. 利用後の整理整頓は、利用者が責任をもって行うこと。	

現 行

改正案

第8号様式の2 (第3条関係)  
許可番号 漢 号

体育施設利用許可書

年 月 日

標

印

年 月 日 付けて申請のあった体育施設の利用について、次のとおり許可します。

利用施設名	1. 野球場    2. 茅渚町サッカー場    3. 西運動公園広場 4. 陸球場 (A, B, 撃打)    5. 運動広場 (東側・西側) 6. 南多目的運動広場 (アーチェリー場・ソフトボール場) 7. 南公園運動広場 (東側・西側)    8. 南公園陸球場 (A, B, C, D, E, F)	
利用日時	年 月 日 ( 曜日 ) 時から 時まで 年 月 日 ( 曜日 ) 時から 時まで	
利用内容	1. 練習のため 2. 大会のため ( )	
特別施設	1. 有    2. 無	利用予定人員 ( 小学生 △ 中学生 △ 高校生 △ 一般 △ )
利用責任者	姓 一 所 電 話	氏名
入場料徴収の有無	1. 有    2. 無	
利用料	1. 利用料徴収の有無 (有・無) 2. 利用料金 ( 円 )	
備 考	1. 茅渚町南公園条例、茅渚町サッカー場設置及び管理条例、同条例施行規則及び指定管理者の指示事項を遵守すること。 2. 利用後の整理整頓は、利用者が責任をもって行うこと。	



利用料金制度導入に伴う関係条例施行規則の整備に関する規則新旧対照表（附則関係）

改正案	現 行
<p>附 則 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年7月1日から施行する。</p>	